

法科大学院点検・評価報告書

平成 25 年 3 月

南山大学大学院法務研究科

## 目 次

序章 .....	1
本章	
1 理念・目的及び教育目標.....	2
2 教育の内容・方法・成果等	
(1) 教育課程等 .....	5
(2) 教育方法等 .....	17
(3) 成果等 .....	35
3 教員組織 .....	38
4 学生の受け入れ.....	45
5 学生生活への支援.....	52
6 施設・設備、図書館.....	56
7 事務組織 .....	60
8 管理運営 .....	63
9 点検・評価等 .....	65
10 情報公開・説明責任.....	70
終章 .....	72

## 序章

南山大学法科大学院（法務研究科）は、南山大学の教育モットーである「人間の尊厳のために」を基本とする倫理観と人権感覚を身につけ、法曹に必要不可欠の専門的技量を備えた、社会に有為な人材、社会に貢献できる人材を養成することを目的として、2004（平成16）年4月に開学した。

本法科大学院では、学校教育法第69条の3第3項に規定する認証評価をうけるべく、「絶えざる自己改革」を進めてきた南山大学の専門職学位課程としての法科大学院の自己点検・評価活動の具体化という意義を含めて、公益財団法人大学基準協会に、2008（平成20）年度の法科大学院認証評価に申請を行った。そして、同協会の法科大学院基準に適合していると認定された。

その際に、指摘されたことがらについて、法務研究科自己点検・評価委員会による不断の活動により改善に努めたが、一部に改善が徹底していない点がみうけられ、2011（平成23）年度に同協会に対して改善報告書を提出した際にも、改善すべき点について指摘を受けた。本法科大学院では、その後さらに改善に取り組み、制度改革を行っている。

今回、再び、公益財団法人大学基準協会に2013（平成25）年度の法科大学院認証評価に申請を行った。

2013年3月

南山大学長

ミカエル・カルマノ

## <本章>

### 1 理念・目的及び教育目標

#### [現状の説明]

**理念・目的及び教育目標の明確な設定**については、本学は、「キリスト教世界観に基づき学校教育を行う」という建学の理念のもと、「人間の尊厳のために」を教育のモットーに掲げ、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材を養成することを目指している。本学では、この建学の理念を実現するために、①学究的探求の精神、②キリスト教精神に基づく価値志向、③普遍的価値を希求する国際性の涵養、④地域社会への奉仕、という 4 つの教育信条を達成することを目指している。

本法科大学院の理念・目的ならびに教育目標は、本学の建学の理念および教育のモットーをふまえ、「南山大学大学院の目的に関する規程」にあるように、『人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成をめざし、理論と実務を架橋する教育を行う。』と明確に設定している。（根拠・参照資料：南山大学大学院の目的に関する規程第 8 条）

**理念・目的及び教育目標の法科大学院制度の目的への適合性**については、本法科大学院設立の目的は、「人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成」であり、これは、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下、「連携法」）」第 1 条の法科大学院制度が目的とする「高度の専門的な能力および優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資すること」に適合したものである。（根拠・参照資料：南山大学大学院の目的に関する規程第 8 条）

**理念・目的及び教育目標の学内周知**については、本法科大学院への進学を望む学部学生には、入学試験説明会において、本法科大学院生には、新入学オリエンテーション、パンフレットの配付し、大学 Web ページおよび法科大学院 Web ページなどにおいて、周知させている。また、文部科学省に提出した「設置趣意書」を教育職員に配付し、大学 Web ページおよび法科大学院 Web ページにおいて周知させている。研究科委員会、FD 委員会をはじめ、各種委員会等において、教学に関わる様々な議論をする中で、学内での周知徹底を図っている。なお、本法科大学院は、比較的小規模であり、独立した建物があることから、常に各教育職員が密接に交流することができるため、日頃のコミュニケーションの中でも、確認している。（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」、「大学 Web ページ（[http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/p\\_nl/index.html](http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/p_nl/index.html)）」、「法科大学院 Web ページ（<http://www.nanzan-u.ac.jp/LS/index.html>）」）

**理念・目的及び教育目標の社会一般への公開**については、本法科大学院のパンフレットに明確にその理念・目的を掲げている。また、大学 Web ページには、「南山大学大学院学則」および「南山大学大学院の目的に関する規程」を掲載し、法科大学院 Web ページにおいても、「研究科長のメッセージ」「目指す人材像」にて、理念・目的ならびに教育目標を明記

している。（根拠・参照資料：「南山法科大学院パンフレット」 p.1、「大学 Web ページ南山大学大学院学則（<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1020.pdf>）」、「大学 Web ページ南山大学大学院の目的に関する規程（<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1030.pdf>）」、「法科大学院 Web ページ（<http://www.nanzan-u.ac.jp/LS/index.html>）」）

**教育目標の検証**については、研究科の設立の理念・目的の適切性については、毎年度行う自己点検・評価において検証の機会がある。また、本法科大学院は、基本理念として、「人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成」を掲げており、そのような目的を達成しているかどうかは、毎年実施される司法試験の結果が公表されるたびに検証することができる。また、司法修習を終えた修了生たちが法曹としてどのような分野でどのように活躍しているかについて情報収集、検証している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**理念・目的及び教育目標の学内周知**については、本法科大学院設立後 8 年間を経て、設立の理念・目的について、徐々に学内の教職員、本法科大学院生、学部学生（法学部および他学部生）に理解されてきていると評価できる。また、法科大学院生については、「基礎法学・隣接科目」群に代えて、「人間の尊厳科目」群を設置することにより、本法科大学院の教育目標の具体化を図り、理解を深めている。

**理念・目的及び教育目標の社会一般への公開**については、大学 Web ページにおいて、社会に対して、本学の理念・目的ならびに教育目標について、積極的に情報発信しており、社会一般への公開がなされている。

**教育目標の検証**については、本法科大学院の教育目標は、具体的な教育活動に対する学生の評価、能力取得状況、さらには法曹として社会的役割を果たしうる水準の法的知識、思考力、判断力等の具備の社会的認知等を総合して、その達成状況を確認することになる。ただ、現時点では、その詳細な分析と検証を組織的に行うまでに至っておらず、必要に応じて、研究科委員会等で意見交換をする段階にとどまっている。

#### [将来への取組み・まとめ]

**理念・目的及び教育目標の学内周知**については、法科大学院制度の社会的意義を含めて、引き続きその周知に努めていきたい。

**理念・目的及び教育目標の社会一般への公開**については、上述の対応を恒常的に行っているが、さらなる徹底を図っていく。

**教育目標の検証**については、本法科大学院の教育目標がどのような形で達成されているのか、これを具体的に検証することには困難な面があり、現時点では、必要に応じて（毎年度の司法試験合格者発表時など）研究科委員会等の意見交換をするにとどまっている。しかし、日常的な教育目標の具体的な検証は、法科大学院制度のあり方と深く関わるものであるとともに、本法科大学院のあり方を議論するうえで必要不可欠な作業でもあるから、

その具体的な検証のあり方について組織的に整備していく必要を認識している。

## 2 教育の内容・方法・成果等

### (1) 教育課程等

#### [現状の説明]

**法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性**について、2008年の認証評価を受けて2009年度よりカリキュラムの一部改正を順次行った。2012年度においては、基本的な法分野についての体系的な学識の習得およびその学識深化、法的思考力・分析能力の向上を目的とする「法律基本科目」を公法系8科目、民事系17科目、刑事系8科目の計33科目、法曹としての責任感、倫理観の涵養、あるいは法曹としての専門的技能の教育を目的とする「法律実務基礎科目」を9科目、21世紀の法曹に求められている人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）を6科目、多角的・複眼的な法的思考能力を涵養することを目的とする「展開・先端科目」を25科目設けている。（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.2～4）『人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成をめざし、理論と実務を架橋する教育を行う。』との目標のもとで、授業科目の内容は、関連法令に従い、法律家としての倫理観を踏まえ、各法分野の専門的知識を習得させ、それを発展的に展開し、具体的な事案に対応して事実を分析し論理を展開できるようにする法的能力を涵養することを目的としており、いずれも法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっている。

**法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設**について、既に第1章で触れたように、本法科大学院の教育目標の具体化を図り、理解を深めるために、「基礎法学・隣接科目」群に代えて、「人間の尊厳科目」群を設置している。具体的には、『法と人間の尊厳（歴史の視点）』、『法と人間の尊厳（政治の視点）』、『法と人間の尊厳（哲学の視点）』、『法と人間の尊厳（生命と法）』、『法と人間の尊厳（被害者と法）』、『法と人間の尊厳（外国人と法）』（名古屋大学との連携科目）（各2単位）を設けている。（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.8）2009年度以降、人間の尊厳科目は、「人間の尊厳科目」群から2科目4単位の選択必修に変更した。（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.4）なお、2013年度から、『法と人間の尊厳（政治の視点）』は廃止し、『法と人間の尊厳（企業倫理と法）』を新設する。（根拠・参照資料：「法務研究科委員会議事録（2012年9月26日研究科委員会審議資料4-2『2013年度法務研究科開講科目名・担当者名など一覧（専任教員担当科目）』）」

**学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**について、2008年度までは、法律基本科目」27科目60単位（法学既修者は、修得したとみなされる12科目30単位以外の15科目30単位）および「実務基礎科目」5科目10単位を必修とし、他の科目については、「展開・先端科目」とみなして、修了要件単位数に算入することができることにしていた。また、「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）については、1科目2単位を選択必修と

し、2単位を超える科目分は「展開・先端科目」とみなし、修了要件単位数に算入することができることにしていた。さらに、「展開・先端科目」は、上記の「展開・先端科目」とみなす科目を含めて、26単位以上を修得しなければならないものとしていた。(根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕 p.23」) 2008年度の認証評価を受け、2009年度から、必修の「法律基本科目」、「実務基礎科目」についてはそのままとし、「人間の尊厳科目」は2科目4単位を必修とした。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第57条第4号) 「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」として修了要件単位数に算入する科目を除き、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から20単位以上を修得しなければならないものとした。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第57条第5号) さらに、その他、「法律基本科目」(『行政法基礎』を除く)、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から4単位以上履修しなければならないこととした。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第57条第6号、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕 p.4、p.11～12」)

修了要件単位数に占める各分野群の必要単位数の割合は、「法律基本科目群」61.2% (その他として必修以外の法律基本科目2科目4単位を履修した場合は最大で65.3%)、「実務基礎科目群」10.2%以上、「人間の尊厳科目群」4%以上、「展開・先端科目群」については必修科目以外の24単位を全て「展開・先端科目群」から履修した場合は最大で24.48%となっている。

#### **カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**について、

2009年度から、カリキュラム改正により、『人間の尊厳科目』を2科目4単位の選択必修とし、必修科目34科目(74単位)とした。課程修了に必要な単位数が98単位であることから(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第57条第1号)、98単位から必修科目の74単位を除くと、選択科目から24単位(「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から20単位以上、「法律基本科目」(『行政法基礎』を除く)、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」または「展開・先端科目」から4単位以上)を取得することが必要となる。また、法学未修(学内規程上は「標準修業コース」と呼ぶ。)者について必修科目の学期別の開講科目と単位数の目安を示すと、1年生春学期5科目14単位、1年生秋学期7科目16単位、2年生春学期8科目16単位、2年生秋学期7科目14単位、3年生春学期3科目6単位、3年生秋学期2科目4単位となる。(根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」 p.8)

演習科目は、非演習科目後に受講するように開講時期を設定している。「法律基本科目」について具体的にみていくと、憲法は、『憲法(人権)』、『憲法(統治)』、『憲法(憲法訴訟)』の後に『憲法演習』を、行政法は、『行政法』の後に『行政法演習』を、民法は、『民法(契約法)』、『民法(物権法)』、『民法(担保法)』、『民法(不法行為法)』、『民法(家族法)』の後に『民法演習Ⅰ』、『民法演習Ⅱ』を、商法は、『商法(会社法)』、『商法(商取引法)』の後に『商法演習』を、民事訴訟法は、『民事訴訟法Ⅰ』、『民事訴訟法Ⅱ』の後に『民事訴訟

法演習』を、刑法は、『刑法Ⅰ』、『刑法Ⅱ』の後に『刑法演習』を、刑事訴訟法は、『刑事訴訟法Ⅰ』、『刑事訴訟法Ⅱ』の後に『刑事訴訟法演習』を配置している。「実務基礎科目」としては、法学未修者3年生・法学既修者2年生を対象に『民事実務演習』と『刑事実務演習』を配置している。「法律基本科目」うち『公法事例研究』、『民事法事例研究A』、『民事法事例研究B』、『刑法事例研究』、『刑事訴訟法事例研究』については、基礎的な学習を終えた後、各分野についてさらに検討を深めるために設定しており、法学未修者2・3年生・法学既修者1・2年生を対象としている。なお、行政法については、法学未修者1年生を対象とした授業が設置されていないので、行政法の履修に資するため『行政法基礎』を修了要件単位数には算入されない2単位の自由科目として2010年度に設置した。(根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.8)

また、以下の科目については、右側記載の科目が単位修得済みである場合に限り左側記載の科目の履修登録を認める積み上げ式科目としている。

『民事訴訟法Ⅱ』←『民事訴訟法Ⅰ』、『民事訴訟法演習』←『民事訴訟法Ⅰ』、『刑法Ⅱ』←『刑法Ⅰ』、『刑法演習』←『刑法Ⅰ』(根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.5)。

さらに、上記「学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮」で述べたように、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)、「展開・先端科目」のバランスをとっており、「法律基本科目」においては、公法系8科目16単位(うち、『行政法基礎』は法律基本科目群の自由科目として2010年度より開講)、民事系17科目36単位、刑事系8科目18単位としている。(根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.2～3)。

**授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重**について、本法科大学院では、設立当初から、法科大学院設立の理念に基づき、司法試験受験対策に偏ることのないように各担当者が授業を行うこと、授業内で授業の内容との連続性・体系性を欠いた論述指導、司法試験問題をそのままの形で使用し反復練習させることを重視するような受験指導は行わないことを、研究科委員会において口頭及び書面で申し合わせており、司法試験問題を利用した答案練習を中心とした授業は行っていない。(根拠・参照資料：「法務研究科委員会議事録(2013年2月19日研究科委員会報告資料2『授業に関する教務関係運用要領』)」、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.35～208)

**各授業科目の単位数の適切な設定**について、「法律基本科目」については、『憲法(人権)』(2単位)、『憲法(統治)』(2単位)、『憲法(憲法訴訟)』(2単位)、『憲法演習』(2単位)を、『行政法』(2単位)、『行政法演習』(2単位)、『公法事例研究』(2単位)、『行政法基礎』(2単位)、『民法(契約法)』(4単位)、『民法(物権法)』(2単位)、『民法(担保法)』(2単位)、『民法(不法行為法)』(2単位)、『民法(家族法)』(2単位)、『民法演習Ⅰ』(2単位)、『民法演習Ⅱ』(2単位)、『商法(会社法)』(4単位)、『商法(商取引法)』(2単位)、『商法演習』(2単位)、『民事訴訟法Ⅰ』(2単位)、『民事訴訟法Ⅱ』(2単位)、『民事訴訟法演習』

(2 単位)、『民事法演習』(2 単位)、『民事法研究』(2 単位)、『民事法事例研究 A』(2 単位)、『民事法事例研究 B』(2 単位)、『刑法 I』(4 単位)、『刑法 II』(2 単位)、『刑法演習』(2 単位)、『刑法事例研究』(2 単位)、『刑事訴訟法 I』(2 単位)、『刑事訴訟法 II』(2 単位)、『刑事訴訟法演習』(2 単位)、『刑事訴訟法事例研究』(2 単位)、となっており、『民法(契約法)』、『刑法 I』、『商法(会社法)』は 4 単位科目、その他は 2 単位科目と設定されている。「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」、「展開・先端科目」については、全て 2 単位科目として設定されている。上記科目の単位数は、法科大学院設置基準に関する法令に従って設定している。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 21 条、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 2~4、p. 274)

**1 年間の授業期間の適切な設定**について、原則として、定期試験等の期間を含め 35 週にわたるよう適切に設定されている。2012 年度においては、春学期は 4 月 5 日から 4 月 21 日までが授業期間、7 月 26 日から 8 月 2 日までが定期試験期間、秋学期は、9 月 27 日から 2013 年 1 月 16 日までが授業期間、1 月 22 日から 28 日までが試験期間と設定されている。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則 18 条の 2、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 273、「2012 年度(平成 24 年度)法務研究科法務専攻授業日予定表」)

**授業科目の実施期間の単位**について、各学期において、2 単位科目は 15 回、4 単位科目は 30 回実施しており、15 週にわたる期間を単位として行っている。定期試験の期間は授業期間とは別に別に 1 週間設けている。集中科目の実施にあたっては、2 単位科目については 15 回授業実施という形で実施している。(根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 35~208、法科大学院 Web ページ時間割『紛争解決(ロイヤリング)』については、10 週にわたり(2012 年度においては 9 月 19 日から 11 月 14 日まで)1・2 時限(最後の 1 週は 1 時限のみ)開講としている。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 21 条、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 136~137)

集中講義については、夏期集中講義は、2012 年度においては、8 月 20 日から 9 月 1 日までの期間、日曜日を除いて 4 日間で 15 回実施している(『模擬裁判』：8 月 24 日・27 日 1~4 時限、25 日 2~5 時限、28 日 1~3 時限で実施。『消費者法』・『経済法』：8 月 29 日から 31 日は 1~4 時限、9 月 1 日は 1~3 時限で実施。『税法』：8 月 20 日から 22 日は 1~4 時限、8 月 23 日 1~3 時限で実施。『国際取引法』：8 月 20 日から 21 日は 2~4 時限、22 日 2~3 時限、23 日 1~4 時限、24 日は 1~3 時限で実施。『保険法』：8 月 20 日 3~5 時限、21 日・22 日 1~5 時限、23 日 1~2 時限で実施)(根拠・参照資料：「法務研究科 2012 年度夏期集中講義科目一覧」)。2009 年度から 2011 年度の夏期集中講義も概ね 8 月末から 9 月初旬にかけて 2012 年度と同じような形態で実施されている(根拠・参照資料：「法務研究科 2009 年度・2010 年度・2011 年度夏期集中講義科目一覧」)。冬期集中講義は、2011 年度については、『外国法実務』(3 月 1 日から 9 日の期間、3 月 1 日 2~4 時限、3 月 2 日から 9 日(3 日・4 日は除く)は 2~3 時限)、『行政法基礎』(3 月 5 日 2~4 時限、6 日 1~4 時限、7 日 3~4 時限、8 日・9 日 2~4 時限、10 日 2 時限)、2009 年度については『外国法実務』(3 月 4 日 2~4 時

限、5日2～4時限、8日～12日2～3時限)で実施された。(根拠・参照資料:「法務研究科2009年度冬期集中講義科目一覧」、「2011年度(平成23年度)冬季集中講義科目一覧」)夏期・冬期集中講義のシラバスは教材を含め、学年開始時に配付される大学院学生便覧に掲示され、Learning Syllabus 上でも公開されている。(根拠・参照資料:「Learning Syllabus (<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/zaigaku/index.html>)」)

**法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫**について、法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成について、法学未修者1年生・2年生や法学既修者1年生に法理論教育を開講し、法実務教育に関しては、法学未修者2年生や法学既修者1年生の秋学期以降を中心に開講している。民事系においては、法学未修者2年生・法学既修者1年生春学期に開講される『民事法演習』(実務家(弁護士)教員担当)が実務教育への導入を行い、同秋学期には、『民事実務総合研究』(実務家(裁判官)教員担当)が、民事法演習において学んだことを前提に、さらに実務の理解を深めるために事件記録を利用した教育を行っている。法学未修者3年生・法学既修者2年生春学期には、『民事実務演習』(実務家(弁護士)教員担当)、『民事法総合研究』(実務家(弁護士)教員担当)を設けている。刑事系においては、法学未修者3年生・法学既修者2年生秋学期に『刑事実務演習』(実務家(弁護士)教員担当)と『刑事実務総合研究』(実務家(検察官)教員担当)を設け、弁護士と検察官それぞれの立場からの教育を行っている。(根拠・参照資料:「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.7)

また、授業の内容については、法理論教育、とりわけ演習科目において、法実務を意識したものとしており、さらに、履修方法についても、演習科目と実務基礎科目は、2010年度までは、『民事実務総合研究』を除いて、2クラスの少人数教育を行っていた。(根拠・参照資料:「2011年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.23～24)入学者数の減少及び定員の削減(40名)等も踏まえて、2011年度より、法律基本科目の演習科目については、民事法演習を除き、原則1クラス開講とした。(根拠・参照資料:「Learning Syllabus (<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/zaigaku/index.html>)」)2012年については、法律基本科目の演習科目については民法演習及び民事法演習を除き、原則1クラス開講とした。(根拠・参照資料:「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.28～29)教材や教育内容の情報交換として、Webシステム上のLearning Syllabusを教員間においても相互に利用できるようにし、すべての開講科目について授業参観を認め、教員間の授業内容の相互理解を深めている。また、各学期に成績意見交換会を開催し、授業内容と学習効果についての教員間の相互理解を深めている。

**法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設**について、法曹倫理に関する科目として『法曹倫理』(2単位)、民事訴訟実務に関する科目として『民事実務総合研究』(2単位)と『民事実務演習』(2単位)、刑事訴訟実務に関する科目として『刑事実務総合研究』(2単位)と『刑事実務演習』(2単位)をいずれも必修科目として設け、『民事実務総合研究』を除き、2クラス開講している。(根拠・参照資

料：南山大学大学院学則第 57 条第 3 号、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 29)

**法情報調査および法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目の開設**について、法文書作成を扱う科目は特に設けていないが、『紛争解決（ロイヤリング）』の授業では、合意文書の作成も扱っている。また、「実務基礎科目」群の選択科目として、電子情報に重点を置いてさまざまなレベルの情報の収集や有効活用を学習することを目的として『法情報調査』（2 単位）を設けており、法学未修者 1 年生から履修登録が可能である。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 57 条第 5 号、「法科大学院基礎データ」表 7、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 7、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」講義概要『法情報調査』p. 120～127)

2009 年度は 37 名、2010 年度は 27 名、2011 年度は 21 名、2012 年度は 25 名と多数の学生が履修登録をしている。

**法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設**について、「実務基礎科目」群の選択科目として、『模擬裁判』（2 単位）、『法務エクスターンシップ』（2 単位）、『紛争解決（ロイヤリング）』（2 単位）を設けている。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 57 条第 5 号、「法科大学院基礎データ」表 7)

**臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制**について、臨床実務教育として、『法務エクスターンシップ』（2 単位）を設け、26 の弁護士事務所において 2 週間実習を行うこととしている。2009 年度は 22 名、2010 年度は 16 名、2011 年度は 14 名、2012 年度は 16 名と多数の学生が履修している。

本科目の開講責任者である実務家教員が、3 回事前説明会を行い、エクスターンシップの具体的方法、内容、到達目標ならびに弁護士の日常業務の概要について説明するとともに、弁護士の守秘義務、弁護士の誠実義務について、学生に十分理解させている。学生は実習先に出向いた際、指導弁護士と 2 週間で学ぶべき具体的な内容と方法を打ち合わせる。その後の実習については、各々の法律事務所において具体的に研修を受ける。必要な研修の内容については指導弁護士宛に文書で示すとともに、事前準備の過程で実務家教員と共同して個別に確定する。必要な研修の内容は、①聴き取り調査、②事案に関連する争点の明確化、③事案に関連する判例や文献の調査、④裏付けの証拠や登記簿謄本等の資料の収集、⑤簡単な示談書や契約書の作成、⑥民事・刑事の法廷傍聴、⑦弁護士会の委員会活動等の傍聴である。学生は、毎日研修ノートをつけ、学習したことを整理する。実習後、学生が実習の成果について総括レポートを提出し、報告会において、教員、指導弁護士および他の学生の前で、研修ノートと総括レポートを基に学習の成果を報告する。（根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」講義概要『法務エクスターンシップ』p. 138～139、「南山大学法科大学院パンフレット 2012 年版」p. 8)

『紛争解決（ロイヤリング）』（2 単位）については、2007 年度以降、法曹とりわけ弁護士に必要な面接・交渉の技術、調査・分析能力、法廷尋問技術等を向上させるための実践的な教育と研究を行うことを目的として設立された法曹実務教育研究センターで実施され

ているリーガル・クリニック（法律相談）に、リーガル・クリニック指導弁護士とともに参加し、来談者から予め送付されてきた「調査カード」を基に生のケースについての質問項目を作り、ロールプレイをするなどの準備を行ったうえで、実際の法律相談に参加させ、その体験から、レポートを作成し、教員と受講者間で意見交換を行っている。（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」講義概要『紛争解決（ロイヤリング）』p.136～137、「南山法科大学院法曹実務教育研究センターリーフレット」）2009年度は16名、2010年度は21名、2011年度は17名、2012年度は10名と多数の学生が履修している。

**リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導**について、『法務エクスターンシップ』では、派遣前に弁護士の守秘義務について十分理解させた上で、研究科長と弁護士事務所宛に誓約書を提出させている。また、実習先弁護士事務所に出向いた際には、守秘義務の重要性を指導弁護士からも説明してもらっていた（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」講義概要『法務エクスターンシップ』p.138～139）。ただ、2008年度の認証評価において、守秘義務については学則等に規定を設けるべきである旨指摘されており、この点については、研究科委員会において検討した結果、「南山大学大学院法務研究科履修規程」第12条（守秘義務等）において、『法務エクスターンシップ』を履修する者は、守秘義務を負う旨規定することとした。（根拠・参照資料：「南山大学大学院法務研究科履修規程」）

また、先に述べたように『紛争解決（ロイヤリング）』の授業については、法曹実務教育研究センターの法律相談に参加することとしており、その際には、法曹実務教育研究センター長宛てに誓約書を提出させ、来談者に対しては、学生が相談に参加することについて説明した上で、同意書をもらうことにしている。

法科大学院生は全員入学時に法科大学院教育研究賠償責任保険に加入している。

**教育課程に関する特色ある取組み**について、本法科大学院では定員が40名（2011年度以降、2010年度までは定員は50名）ということもあり、少人数制の教育を行っている。講義・演習などの授業では、ソクラテスメソッド、ケースメソッドを用いて授業を行う双方向による授業を積極的に取り入れている。また、Self-Learning Systemを基本システムとして採用し、ITの利活用による自主的な学習支援〔自己学習システム〕の制度を積極的に導入している。授業担当者は、随時、授業内容や資料をアップデートすることが可能であり、法科大学院生はWebシステム上のシラバスから授業の目標や科目の概要を知ることができ、授業各回の授業内容や文献資料なども随時自宅でも院生研究室閲覧できる。Webシステム上に示された「課題」にレポートを提出した後、個別にWebシステム上で教員から指導を受けることもできるし、レポートを閲覧し他の院生から評価されるということも可能である。さらに、教員と院生が自由に書き込むことのできるコミュニケーションベース「掲示板」を「Q&A」のコーナーとして授業内容について質問をして教員から指導を受けることも可能であり、院生間の議論・相談の場としても利用することが可能である。また、Self-Researching Systemによって、法科大学院生は、判例・文献データベースにどこから

でも随時自在に利用することができるので、これらシステムを利用して法科大学院生は予習・復習を効率的に行うことができる体制を整えている。(根拠・参照資料：「南山法科大学院パンフレット 2012 年版」 p. 3～8)

#### [点検・評価 (長所と問題点)]

**法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性**について、前記のように、当初から、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)、「展開・先端科目」を法科大学院制度の目的に即して構成し、授業科目のバランスをとり、科目群にふさわしい内容の科目を開設している。なお、2008 年度認証評価での指摘を受けてカリキュラムの改正を行い、2009 年度から従来「展開・先端科目」に位置付けていた科目の一部を「法律基本科目」に位置付け、「法律基本科目」の選択科目として、『公法事例研究』、『民事法事例研究』、『刑事法事例研究』、『刑事訴訟法事例研究』を設けた。さらに、2011 年度より『民事法事例研究』の授業内容をより多様化するため、従来の『民事法事例研究』を『民事法事例研究 A』とし、新たに『民事法事例研究 B』を設けた。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 57 条第 5 号、「法科大学院基礎データ」表 7) 各担当者は研究科委員会で配付した共通の到達目標モデル(第 2 次修正案)に準拠して授業を構成している。講義内容についても、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなるよう、法律家としての倫理観を踏まえ、各法分野の専門的知識を習得させ、それを発展的に展開できるようにする法的能力を涵養することを目的として構成されていると考えている。

**法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設**について、法科大学院開設時には「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)として、『法と人間の尊厳(総論)』、『法と人間の尊厳(比較法制の視点)』、『法と人間の尊厳(歴史の視点)』、『法と人間の尊厳(政治の視点)』、『法と人間の尊厳(哲学の視点)』(各 2 単位)を開講し、本法科大学院固有の教育目的の達成に努めてきた。2009 年度からは、「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)として、『法と人間の尊厳(歴史の視点)』、『法と人間の尊厳(政治の視点)』、『法と人間の尊厳(哲学の視点)』、『法と人間の尊厳(生命と法)』、『法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)』、『法と人間の尊厳(情報と法)』(名古屋大学法科大学院との連携科目)を開講してきたが、2012 年度からは、名古屋大学との連携科目として『法と人間の尊厳(外国人と法)』を開講している。2009 年度からは「人間の尊厳科目」から 2 科目 4 単位を必修として履修することを求め、本法科大学院固有の教育目的の達成に努めている。なお、名古屋大学法科大学院との連携科目については、単位認定制度を利用した運営となっているので、法学既修者コースの学生は当該科目の単位を修了要件単位数に含めることができない状況にある。ただ、検討の結果、法学既修者については、専門職大学院設置基準第 25 条に基づき 30 単位を一括して単位認定する制度をとっているため、修了要件単位数に含めることができないことはやむを得ないと考えている。

**学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**について、前記のように、学生の

履修が過度に偏らないように科目配置に配慮している。具体的には、必修の法律基本科目の単位数の修了要件総単位数に占める割合は61.2%とおおよそ60%程度という要件を充足していると考えている。また、必修の実務基礎科目の単位数の修了要件総単位数に占める割合は10.2%であり、その他実務基礎科目の単位数を修了単位数に含めることもできるので、少なくとも10%開設との要件を充足している。2006年3月に公表された「法科大学院協会カリキュラム・アンケート結果概要」から、修了に必要な単位数をみてみると、「法律基本科目」では、54～56単位が22校、57～60単位が17校、その他が12校、「実務基礎科目」では、7～9単位が15校、10～15単位が25校、その他が11校、「基礎法学・隣接科目」では、4単位以下が36校、5単位以上が7校、「展開・先端科目」では、21単位以上が26校、20単位以下が19校である。こういった全国的状況に照らしてみると、本法科大学院における科目配置は平均的なものであると考えられる。なお、「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）については、本法科大学院設立の理念を反映させる授業科目でもあることから、2009年度から、前記のように、「人間の尊厳科目」群6科目の内から2科目4単位の選択必修に変更した。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第57条第4号、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.8、p.16）

**カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**について、既に説明したように、必修科目、選択必修科目、選択科目が適切に配分され、学生による履修が系統的・段階的に行えるように適切に配置している。創立当初から演習科目を相対的に後の学期に置いていること、特定の科目について積み上げ方式を採用しており、学生の効果的な履修に資するように配慮している。また、必修の「法律基本科目」にも変更はなく、したがって、公法系、民事系、刑事系のバランスにも変更はない。このようにカリキュラム改正の前後を通して、授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置がなされていると考える。

**授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重**について、既に説明したように、本法科大学院では、設立当初から、法科大学院設立の理念に基づき、司法試験受験対策に偏ることのないように各担当者が授業を行うこと、受験指導は行わないことを法務研究科委員会において口頭及び書面で申し合わせている。司法試験問題を使った答案練習等も授業では行っていない。したがって、過度な司法試験受験対策に偏重した授業を行っていることはないと考える。（根拠・参照資料：「法務研究科委員会議事録（2013年2月19日研究科委員会報告資料2『授業に関する教務関係運用要領』）」、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.35～208）

**各授業科目の単位数の適切な設定**について、既に説明したように、法令に従って各授業科目の単位数を設定しており、問題はないと考える。

**1年間の授業期間の適切な設定**について、既に説明したように、定められた期間（原則として35週）を遵守するよう適切に設定されているので、問題はないと考える。

**授業科目の実施期間の単位**について、既に説明したように、各学期、2単位科目は15回、

4 単位科目は 30 回実施しており、15 週にわたる期間を単位として行っている。定期試験の期間は授業期間とは別に別に 1 週間設けている。また、集中科目についても 15 回授業の実施を行っており、問題はないと考える。

**法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫**について、制度的には、法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫をしているが、現実に行われている教員相互の授業参観は多くなく、法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫をテーマにした FD 活動を活発に行う必要があると考える。

**法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設**について、カリキュラム通り開講している。現状の説明で述べたように、『法曹倫理』、『民事実務演習』、『刑事実務演習』、派遣検察官担当の『刑事実務総合研究』については、同一内容のものを 2 クラス開講している。なお、派遣裁判官担当の『民事実務総合研究』については、裁判所に 2 クラス開講が認められなかったので、1 クラス開講としている。(根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 29)

**法情報調査および法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目の開設**について、現状の説明で述べたように、2007 年度以降、学生の法情報調査能力の育成・向上を図る観点から、『法情報調査』は、「実務基礎科目」として、これを修了要件単位に含めることができることとした。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 57 条第 5 号、「法科大学院基礎データ」表 7) なお、選択科目として法文書作成を扱う科目を開講していないが、広範囲に渡る科目を受講する中で法文書作成について学ぶ機会があるので、問題はないと考えている。

**法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設**について、「実務基礎科目」群の選択科目として、『模擬裁判』(2 単位)、『法務エクスターンシップ』(2 単位)、『紛争解決(ロイヤリング)』(2 単位)をカリキュラム通り開講してきた。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 57 条第 5 号、「法科大学院基礎データ」表 7) なお、現状の説明で述べたように、参加学生の評価は高く、本科目の開講意義を再確認している。

**臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制**について、担当の実務家教員が他の実務家教員等と共同しつつ、科目担当者としての責任をもって、受講生を指導し、臨床実務教育にあたっている。また、2007 年以降現在に至るまで、法曹実務教育研究センターを設置して、同センターがリーガル・クリニック等の事業を開始し、これを科目担当責任者の指導のもとで、臨床実務教育に活かしている。

**リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導**について、現状の説明で述べたような手続において守秘義務に対応しており、問題が発生しない体制をとっている。なお、「学則等」による明文規定を設けていないという点で問題点が指摘されたので、2012 年度中に南山大学大学院法務研究科履修規程を制定し、「南山大学大学院法務研究科履修規程」第 12 条(守秘義務等)において、『法務エクスターンシップ』を履修する者は、守秘義務を負う旨規定することとした。(根拠・参照資料：「大学評議会決定事項要約」、「南山大学大学院法務研究科履修規程」)これによって、守秘義務

に関して指摘されてきた問題点は解決されることになると考えている。

**教育課程に関する特色ある取組み**について、上記で説明したように、少人数教育、IT を利用した教育に力を入れており、今後もさらに推進していきたい。

#### [将来への取組み・まとめ]

**法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性**については、今後も法令に従い適切な運用に努めていく。

**法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設**については、今後も適切に対応していく。

**学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**については、今後も適切に対応していく。

**カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**について、既に説明したように、学生による履修が系統的・段階的に行えるように適切に配置している。今後のカリキュラム改正に際しても、授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置について配慮していく。

**授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重**について、過度な司法試験受験対策に偏重した授業を行うことがないよう適切に対応していく。

**各授業科目の単位数の適切な設定**について、今後も、法令に従って適切に対応していく。

**1年間の授業期間の適切な設定**について、今後も、定められた期間（原則として35週）を遵守するよう適切に設定していく。

**授業科目の実施期間の単位**について、今後も適切に対応していく。

**法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫**について、カリキュラム編成等の工夫を継続して行っていくと同時に、教員相互の授業参観やFD活動を通して、互いの授業の内容や方法を理解するなど、様々な工夫に努めたい。また、設立が予定されている「南山法律事務所（仮称）」において、弁護士登録をした研究者教員と実務家教員とが協力して、法理論教育と法実務教育との架橋を図ることができるような体制を整えていく予定である。

**法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設**について、派遣裁判官担当の『民事実務総合研究』についても、その充実を図るため、2クラス開講できるよう裁判所に依頼したが、かなわない状況であり、2012年度も1クラス開講である。2011年度より定員を削減したが、教育効果の面を考慮して、可能な限り2クラス開講に努力していく。

**法情報調査および法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目の開設**について、問題はないと考えているので、今後も適切に対応していく。

**法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設**について、2007年度からは、カリキュラム改正によって、『模擬裁判』、『法務エクスターンシップ』、『紛争解決（ロイヤリング）』の修得単位が修了要件単位数に算入されるようにした（根拠・

参照資料：南山大学大学院学則第 57 条第 3 号、「法科大学院基礎データ」表 7)。さらに、2008 年度からは、『模擬裁判』を 2 単位に変更するとともに、開講形態を秋学期開講に変更してきたが、履修者が少数にとどまるということなどを考慮して、2012 年度からは夏期集中科目として開講する形態に変更したため、受講者数は 10 名となった。開講時期の変更によって、『模擬裁判』を履修する学生が増加することを期待している。

**臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制**について、『法務エクステーンシップ』については、2008 年度からは、春学期の 6 月頃の段階から申込書提出を求め、科目担当教育の指導のもとで、早い段階から準備を開始している。例年、3 月初旬に開催している報告会において、『法務エクステーンシップ』での成果について、学生に報告してもらい機会を与えている。また、法曹実務教育研究センターの事業を活発に展開することにより『紛争解決（ロイヤリング）』を含めた、臨床実務教育をいっそう充実させていくことに努めている。さらに、南山法律事務所（仮称）の開設も予定されており、法曹実務教育センターと合わせて、学生に対してより高度な臨床実務教育を提供できる体制を整えるよう努めている。

**リーガル・クリニックやエクステーンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導**について、前述の通り、守秘義務に対応するための手続について「南山大学大学院法務研究科履修規程」第 12 条において明文規定を設けて対応した。

**教育課程に関する特色ある取組み**について、少人数教育、IT を利用した教育に力を入れており、今後もさらに推進していく。

## (2) 教育方法等

### [現状の説明]

**課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮**について、課程修了に必要な単位数は、98 単位であり（法学既修者の場合、30 単位を修得したものとみなしている）、課程修了に必要な年数は、法学未修者の場合 3 年、法学既修者の場合 2 年である。また、必修の法律基本科目（27 科目、法学既修者は 15 科目）の素点平均点が 65 点以上で最終試験に合格することが必要である。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則（2012 年改正前のもの）第 57 条、第 72 条、第 73 条、南山大学学位規程 4 条の 3、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 6）各年度において登録できる単位数の上限は、法学未修者・法学既修者共に 36 単位に設定して、履修上の負担が過重にならないように配慮している。（根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 4、p. 6）

なお、最終試験については、2009 年度までは、公法系、民事系、刑事系の 3 科目からなる 700 点満点の試験を、1 月の土曜日・日曜日に 2 日間かけて、実施していた。公法系は、「憲法」および「行政法」からなり 200 点満点、民事系は、「民法」、「民事訴訟法」および「商法」からなり 300 点満点、刑事系は、「刑法」および「刑事訴訟法」からなり 200 点満点であり、3 科目の合計得点が 420 点以上を合格としていた。ただし、この基準を満たさない場合であっても、平常点（「法律基本科目」の素点（段階評価でなく数値化された点数）から算出した点数である）を加算することによって合格となることもあった。しかし、2008 年度の認証評価において、学生の負担の面から最終試験を実施している点について改善・検討を求められたので、従来の論述形式の最終試験は廃止し、2010 年度より、必修の法律基本科目（27 科目、法学既修者は 15 科目）の素点平均点が 65 点以上で、本研究科において行う学力の確認としての口述形式の最終試験に合格することが必要であると変更した。これにより、学生の負担については改善が図られたと判断していたが、「改善報告書検討結果」では口述形式の最終試験の実施についてはその内容が不明確である旨指摘がされている。そこで、研究科委員会において検討した結果、「南山大学大学院法務研究科履修規程」の制定に合わせて、2013 年度入学生から、最終試験は廃止し、GPA を修了要件に導入した。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 72 条、南山大学大学院法務研究科履修規程第 17 条）

修了不可者数については、2008 年度 3 名（内最終試験不合格者 0 名）、2009 年度 0 名、2010 年度 2 名（素点平均 65 点以上・最終試験不合格者 0 名）、2011 年度 5 名（素点平均 65 点以上・最終試験不合格者 0 名）であった。2008 年度から 2011 年度で最終試験不合格者は 0 名であり、修了できなかった者は、最終学年次に終了に必要な単位の取得ができなかったため最終試験の対象とならなかった者である。

なお、2007 年度から、社会人入学者が、法科大学院入学後も仕事を継続するときには、履修上の負担が大きいことも配慮して、入学時に長期履修を選択でき、その場合には在学

要件を4年にするように制度を改正した。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第72条ただし書き)

**履修科目登録の適切な上限設定**について、文部科学省告示第53号第7条が、各年度において履修登録できる単位数の上限として36単位を標準としていることから、それに従い、各年度において履修登録できる単位数の上限を36単位に設定している。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第56条、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.5)

なお、2013年度以降、各学期において適切な履修を図ることができるようにするため、「南山大学大学院法務研究科履修規程」第6条において、1学期内に履修できる単位数については、20単位(『行政法基礎』の2単位を除く)に制限する規定を設けた。また、長期在学者については、1学期内に履修できる単位数については、16単位(『行政法基礎』の2単位を除く)とし、1年間に履修できる単位数の上限は、1年次および2年次においては各26単位、3年次および4年次においては各28単位とするとの規定を設けた。(根拠・参照資料：南山大学大学院法務研究科履修規程第6条)

**他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性**について、本法科大学院では、教育上、特に有益と認められるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。他の大学院において修得した単位については、本法科大学院における当該授業科目を履修したものとみなして、当該単位を認定することができることとしている。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、「法律基本科目」および「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)に係る科目については、この制度による認定の対象とはしていない。また、入学前の大学院における修得単位とあわせて30単位を超えないものとし、法学既修者について修得したものとみなす単位数は、「法律基本科目」に関して修得したとみなされる単位数とあわせて、30単位を超えないものとしている。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第65条、第66条、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.5) 具体的には、名古屋大学との連携科目『情報と法』について、2009年度は12人、2010年度は8人、2011年度23人の単位を『法と人間の尊厳(情報と法)』として認定した。

**入学前に大学院で修得した単位の認定方法**について、本法科大学院では、教育上、特に有益と認められるときは、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本法科大学院において履修したものとみなして、当該単位を認定することができることとしている。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、「展開・先端科目」に係る科目についてのみ、この制度による認定の対象とする。なお、他の大学院における修得単位とあわせて30単位を超えないものとし、法学既修者について修得したものとみなす単位数は、「法律基本科目」に関して修得したとみなされる単位数とあわせて、30単位を超えないものとしている。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第66条、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.5) 具体的には、2010年度において、入学前に他の大学院で単位を修得した『ジェンダーと法Ⅰ』(2単位)『ジェンダーと法Ⅱ』(2単位)について、『ジェンダーと法』(2単位)として単位を認定している。

**在学期間の短縮の適切性**について、本法科大学院では、在学期間の短縮を認める規定を設けていない。

**法学既修者の課程修了の要件**について、課程修了に必要な単位数は、68 単位であり（法学既修者の場合、30 単位を修得したものとみなしている）、課程修了に必要な年数は、2 年である。また、必修の法律基本科目（15 科目）の素点平均点が 65 点以上で最終試験に合格することが必要である。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 57 条、第 72 条、第 73 条、南山大学学位規程 4 条の 3、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.6）各年度において登録できる単位数の上限は、法学未修者・法学既修者共に 36 単位に設定して、履修上の負担が過重にならないように配慮している。（根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.4、p.6）最終試験の点については、既に説明したとおりである。なお、前述したように、2013 年度入学生より、修了要件に GPA を導入し、最終試験は廃止する。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 72 条、南山大学大学院法務研究科履修規程第 17 条）

**法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施**について、本法科大学院では、法学既修者 1 年生は法学未修者 2 年生と、また、法学既修者 2 年生は法学未修者 3 年生と同じクラスで同じ授業を受講することになることを前提に、履修指導を行っている。新入生ガイダンスにおいては、入学時期は同じでも、法学既修者と法学未修者では内容的に異なる点もあることから、その点に注意しながら、法学既修者と法学未修者とで内容が異なることが分かるように説明している。その後のガイダンスでは、法学未修者 1 年生、法学既修者 1 年生・法学未修者 2 年生、法学既修者 2 年生・法学未修者 3 年生を区別してガイダンスを行っている。また、指導教員制を通して、個々の学生の状況にあわせて、学生の希望にも配慮して、個別的に履修指導を行っている。指導教員制では、1 名の教員が 1 学年当たり 4 名程度の学生を担当するが（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」p.4）、法学既修者が特定の教員に偏らないように学生を配置している。早い段階から指導教員に相談しやすいように、新入生ガイダンスの後に、新入生のために指導教員との個別面談を一斉に実施している。なお、2010 年度より、未修 1 年生の法律基本科目の必修科目 6 科目（憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）について、入学後円滑に履修できるように、各 1 回程 2 月から 3 月にかけて土曜日に 90 分 2 コマ、導入教育を行った。2011 年度は、11 月から 12 月にかけて基礎的講座として各 1 回（民法のみ 2 回）、2 月から 3 月にかけて入学直前準備講座として各 1 回、土曜日に 90 分 2 コマ導入教育を行った。2012 年度は、基礎的講座（1 コマ 90 分）として、12 月 1 日・憲法、12 月 8 日・民法 1、民法 2、12 月 15 日・商法、民事訴訟法、12 月 22 日・刑法、刑事訴訟法を実施した。入学直前準備講座として、2013 年 2 月 16 日・憲法、商法、2 月 23 日・民法、民事訴訟法、3 月 2 日・刑法、刑事訴訟法を実施した。（根拠・参照資料：「合格者対象の導入教育スケジュール」）

また、各学期の成績提出時（8 月と 2 月）に各学期の科目担当教員が出席して成績に関する

る意見交換会を開催し、そこで出された意見に基づき、各指導教員が学生に指導を行っている。さらに、研究科委員会においても、適宜、授業担当教員、指導教員からの情報の提供に基づき、学生に関する情報の共有を行っている。

**教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**について、毎年度初めに、全専任教員が原則毎週 1 回、オフィス・アワーを設定して、その一覧表を公表し、学生の利用に供している。オフィス・アワーでは、訪問した学生からの質問に答えて、授業における疑問点や問題の解説などを行っている。教員によっては、事前連絡さえすれば、随時、面談可としている場合もある。

**アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施**について、本法科大学院では、2004 年度より第一線で活躍している弁護士、8 名程度(年度によって異なる)をアドバイザーとして迎え、各アドバイザーに月 1 回程度、来校をお願いしている。夕刻 6 時頃より、法科大学院棟 7 階のアドバイザー・ルームに待機してもらい、学生からの就学上、学習上の相談を受ける体制である。2009 年度あたりから、本法科大学院修了の弁護士の担当が多くなっている。

2009 年度までは、アドバイザーを訪れる学生も多くなかず、いい意味で学生とアドバイザーの自主性に委ねていたが、2010 年度、3 年生の数が 50 名をこえたこともあり、ゼミの数も多くなり、若干、混乱を来した。そこで、アドバイザーと相談し、2011 年度より、「一般相談」と「ケーススタディ」に分けて学習支援を行うことにした。(根拠・参照資料:「アドバイザー制度実施要綱」)1・2 年生優先の「一般相談」は、それまでのアドバイザー制度同様、勉強方法や院生生活の悩み相談、個々の質問等に関するものである。3 年生を対象とする「ケーススタディ」は、本試験の過去問を題材に、7 科目につき、1 科目年間 5 回実施する。1 科目につき 1 人のアドバイザーが担当し、1 回当たり 2 コマ(180 分)を目安に行っている。実施日の 2 週間前までに答案を提出してもらい、口頭による指導をする。講義形式によるか、ゼミ形式によるかは、個々のアドバイザーに委ねている。また、司法試験合格者が、研修にいくまでの 10 月から 11 月までの間アシストアドバイザーとして、3 年生を対象に当該年度の問題を素材にして指導に当たっている。指導の方法については個々のアシストアドバイザーに委ねている。(根拠・参照資料:「平成 23 年度アドバイザー実施予定」、「平成 24 年度アドバイザー実施予定」)

2009 年度以降、研究科長、専攻主任、アドバイザー制運営小委員会主任教員とアドバイザーで、各年度少なくとも 2 回、2011 年度は 7 月と 12 月、2012 年度は 7 月と 12 月、学生の状況把握につとめ、運営面での課題の検討を行っている。なお、2009 年度より、相談記録をつくり、出校のアドバイザーに、相談記録の作成をお願いしている。(根拠・参照資料:「アドバイザー相談記録」)

**正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重**については、上述した「ケーススタディ」は、本試験の過去問を用いて指導しているが、法的思考能力・事実認定能力等を高め、「法曹として求められる法的なリテラシーを醸成する観点」に立つものであり、「技

巧的な答案練習とは区別された、法的文書の作成のための基礎教育」(根拠・参照資料：平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)15 頁」)に適うものとする。受講生は、当初、受験技術を求めてくるが、数度の指導で、そのような皮相的な発想では合格もおぼつかないこと、基本学習の重要性、自分の頭で考えることの重要性に気づかせる指導を目標としている。なお、「ケーススタディ」は、学生全員を対象として定期的に論文指導のような形式の授業を行うというものではなく、希望する学生に対して行われるものであり、全科目受講する必要も、毎回受講する必要もないことを伝え、自分の学習を大事にするように指導している。このような意味で、正課外で過度の受験指導を行っているということはないと考える(根拠・参照資料：「アドバイザー相談記録」)。

なお、2012 年 3 月末、「憲法」、「民法」、「刑法」につき、中間テスト、定期試験の過去問を用いて、「プレケーススタディ」を試みた。3 年生になる直前の時期であり、「ケーススタディ」のガイダンスともいえるべき位置づけである。最終学年への心構え構築に資すると考える。また、2012 年 8 月 4 日、本学の修了生のこれまでの短答式試験の結果が芳しくないことに鑑み、本年の短答式試験も用い、体験させた。9 月にアドバイザー弁護士数名によるアドバイスを 1 回予定している。このような試みは、初めてであり、今後、するとしても、1 回のみと考える。

その他、2008 年より、合格者(アシストアドバイザー)により、合格者が研修に行くまでの 10 月から 11 月、3 年生を対象に当該年度の問題を素材にした指導をおこなっている。これは、学習指導というよりも合格者のスピリットに触れるという意味が大きく、学習意欲の向上に資すると考えている。

**授業計画等の明示**について、新年度のオリエンテーションの時期に「大学院学生便覧〔法務研究科〕」を配付し、「大学院学生便覧〔法務研究科〕」の中で、各科目の「テーマ」、「ねらい・内容」、「授業方法・工夫」、「授業時間外の学習活動等」を授業回数分、記載している。授業内容については、各法分野の専門的知識を習得させ、それを発展的に展開し、具体的な事案に対応して事実を分析し論理を展開できるようにする法的能力を涵養するという法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたものとして構成されている。より具体的な個々の回の授業内容などについては、Web システム上の Learning Syllabus を利用して、学生が予習可能となるように、授業の一定期間前に資料等を提示している。また、授業の進行等によっては授業内容に変更があり得るため、このような変更についても、Learning Syllabus を使って、予め、これを提示している。

**シラバスに従った適切な授業の実施**について、「大学院学生便覧〔法務研究科〕」配付と Web システム上の Learning Syllabus によって、授業計画と資料等を明示し、それによって授業を実施している。シラバスの内容に従った授業が行われているかを確認するシステムについては、学生からの授業評価の中で「I 授業プランニング・マネージメント (3) 授業内容はシラバスの記載内容と一致していましたか」という項目として評価を受けることに

なっている。また、年に2回開催している成績に関する意見交換会において、シラバスに記載されたように授業が実施され、成績評価がされているかどうかは確認している。

**法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施**について、事前に設問や問題を示し、授業中に学生に質問したり、演習においては、個別やグループでの報告を求めたり、ロールプレイングを行うことによって、双方向・多方向授業を取り入れ、実践的な教育を実施している。

**授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重**については、本法科大学院では、法科大学院設立の趣旨を尊重し、設立時より、司法試験受験対策に偏ることのない授業を行うことを重要視しており、各科目の講義概要などからも、その点は明確に示されていると考えている。司法試験の合格率を挙げ、合格者数を増加させることは、法科大学院の教育の成果を上げるという点からも重要であるが、本法科大学院では受験対策に偏った授業を行うことはない。この点については、法務研究科委員会において、口頭及び書面で各教員に周知徹底するようにしている。(根拠・参照資料：「法務研究科委員会議事録(2013年2月19日研究科委員会報告資料2『授業に関する教務関係運用要領』)」)

**少人数教育の実施状況**について、法科大学院発足時から、1つの授業科目について同時に行う授業の学生数をできる限り少人数となるように努めている。2007年度より、従来の運用を明示し、これを制度化するために、個々の科目について適正学生数を設定し、「法律基本科目」を含め、すべての科目で適正学生数を50名以下に設定したが、2011年度からは定員を40名と削減したため、全ての科目で適正学生数は40名以下に設定している。具体的には、「法律基本科目」以外では、「法律実務基礎科目」は、『法情報調査』と『民事実務総合研究』が40名、『法務エクスターンシップ』が20名、『模擬裁判』が25名であるが、それ以外の科目は30名である。「人間の尊厳科目」(「基礎法学・隣接科目」)は、すべて40名であり、また、「展開・先端科目」も、すべて40名に設定している。

**各法律基本科目における学生数の適切な設定**について、「法律基本科目」の1つの授業科目について同時に行う授業の学生数を少人数としており、演習以外の科目では、適正学生数を法律で定められた適正学生数より少ない40名以下に設定し、また、演習科目では、適正学生数を法律で定められた適正学生数50名よりも少人数の30名に設定している。

**個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定**について、個別的指導が必要な授業科目については、教育効果に配慮した適正学生数を設定している。具体的には、『法務エクスターンシップ』では、適正学生数を20名と設定し、また、一部にリーガル・クリニックでの法律相談を含む『紛争解決(ロイヤリング)』では、適正学生数を30名と設定している。『紛争解決(ロイヤリング)』は「法律基本科目」の演習科目と同様に考えて適正学生数を設定したものであり、また、『法務エクスターンシップ』は、学生受け入れ先弁護士事務所として26事務所をお願いしていることを考慮して設定したものである。(具体的な事務所名については、根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット2012年版」p.8)

**成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示**について、各科目の成績評価は、A+ (90 点以上)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、F (59 点以下) とし、A+、A、B および C を合格とし、F を不合格としている。(根拠・参照資料：南山大学授業科目履修規程第 20 条、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 5～6)

また、成績評価の割合は、F 評価を除く受講生を分母として、おおむね、A+ および A をあわせて 30% 程度以内、B は 50% 程度以内としている。(根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 6)

さらに、成績評価の方法については、評価の対象として、授業における発言等の平常点、授業期間中の小テストやレポートおよび試験の結果を利用している。「法律基本科目」のほとんどの科目では、学期末の定期試験以外に、中間段階において、中間試験を行っていた。ただ、「改善報告書検討結果」問題点 No. 6 概評において、中間試験の評価割合について一部の科目では 40% と大きすぎるのではないかと、中間試験の実施は学生への過度な負担になるのではないかと、との指摘を受けた。設立以来、中間試験の実施については、1 回のみ試験では授業のプロセスによる評価を十分にはできないことを考慮して、4 単位科目については中間試験を実施する、2 単位科目については担当者の判断で中間試験を実施することもできるという運営をしてきた。ただ、上記の指摘を受けて、研究科委員会等で検討した結果、2012 年度より、中間試験はその名称を変更し中間テストとする、4 単位科目については中間テストの実施を求めるが 2 単位科目についてはあくまで担当者が必要と判断した場合に実施することもできることを再度確認し、中間テストを実施する場合の中間テストの評価割合は 2 単位科目については 30% 以下、4 単位科目については 40% 以下とする、ことを研究科委員会において確認した。また、成績評価の厳格化を図るため、個別の科目についての成績評価の対象（定期試験、中間テスト、小テスト、授業参加の程度など）や比重・評価割合については、担当者が事前にシラバス等に明示することを求めている。また、授業への参加の内容を明記することを求め、成績評価の内容として、出席したことを「出席点」として評価に加味してはいけないこととしている。2011 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕講義概要において出席点を考慮しているように記載してあった科目については、Web システム上の Learning Syllabus において訂正を求めた。(根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 5、「法務研究科委員会議事録 (2012 年 5 月 9 日研究科委員会参考資料 1『中間試験に関する確認事項』)」、「法務研究科委員会議事録 (2013 年 1 月 16 日研究科委員会報告資料 7-1『定期試験・中間テスト等の採点評価に関する確認事項 2012』)」)

本法科大学院の修了認定については、本法科大学院に 3 年以上在学し（法学既修者は 2 年以上、長期履修者は 4 年以上）、所定の単位（法学未修者の場合、必修科目 70 単位、人間の尊厳科目 4 単位を含む 98 単位）を修得し、必修の法律基本科目（27 科目、既修者は 15 科目）の素点の平均点が 65 点以上で本法科大学院において行う口述による最終試験に合格することが必要であることを明示している。(根拠・参照資料：南山大学大学院学則第 72 条、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 6、p. 277)

2009年度までは、最終試験については、別途に最終試験についてのガイダンスを実施し、公法系、民事系、刑事系の3科目からなり700点満点で行うこと、公法系は、「憲法」および「行政法」からなり200点満点、民事系は、「民法」、「民事訴訟法」および「商法」からなり300点満点、刑事系は、「刑法」および「刑事訴訟法」からなり200点満点であり、3科目の合計得点が420点以上を合格とすること、ただし、この基準を満たさない場合であっても、平常点を加算することによって合格となることもあること、ならびに平常点は、「法律基本科目」の素点（段階評価でなく数値化された点数）から算出した点数をいうことを説明していた。2008年度の認証評価結果を受けて、2010年度からは最終試験は口述で行うことに変更した。口述による最終試験については、2月上旬に実施し、試験日程等については学生に事前に告知することとしていたが、「改善報告書検討結果」において、最終試験のありかたについても問題点の指摘がなされた。そこで、研究科委員会等で検討した結果、2013年度入学生から最終試験は廃止し、修了要件においてはGPAを導入する。（根拠・参照資料：南山大学大学院学則第72条、南山大学大学院法務研究科履修規程第17条）

また、2007年度から、『紛争解決（ロイヤリング）』と『法務エクスターンシップ』、2008年度から、『法情報調査』と『模擬裁判』の4科目については、実務的能力の修得レベルに応じて評価するという点で数値評価になじまないため、試験（レポートを含む）を省くことができる科目とした。さらに、A+、A、B、CおよびFのような段階評価ではなく、P（合格）、F（不合格）の評価とすることにした。

**成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施**について、各学期の成績提出時に各学期の科目担当教員によって成績に関する意見交換会を開催しており（例年8月と2月）、成績評価、単位認定の妥当性を確認している。また、研究科委員会において、各科目のA+、A、B、CおよびFの成績評価の割合を公表している。成績評価の割合が基準に沿わないことを防止するため、2007年に定めた『授業に関する教務関係運営要領』において、各教員に注意喚起している。なお、厳格な成績評価を徹底するため、2012年度には『定期試験・中間試験等の採点評価に関する確認事項（2012）』を担当教員に提示して、再度、各教員に注意喚起と確認を求めた。

さらに、設立当初より、多くの科目で、学生に答案を返却し、適宜、中間試験・期末試験の解説を行っている。さらに、必修科目の素点について、指導教員を通して、希望する学生に通知（素点一覧表の閲覧）している。

学生が成績評価に疑問がある場合には、成績疑問調査制度によって、成績発表後1週間以内に、書面で成績疑問調査を申請することが可能である。（根拠・参照資料：南山大学授業科目履修規程第21条、南山大学大学院法務研究科履修規程第22条、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.232）

本法科大学院の課程修了認定については、前記した基準に従い、研究科委員会において厳格に判断している。2009年度までは、所定の単位を修得したが最終試験が不合格の場合は修了できないこととしていたが、2010年度以降は、所定の単位（法学未修者の場合、必

修科目 70 単位、人間の尊厳科目 4 単位を含む 98 単位) を修得したが、必修の法律基本科目の素点平均が 65 点未満である場合には修了判定の対象とはならないこととした。なお、最終試験のみを残す者のために、2007 年度から「専門職学位課程特別残留者」制度(在学 1 学期につき 10 万円の在籍料を納付する) が設けられていた。

前述したように、2013 年度入学生より、修了要件を変更して GPA を導入する。

**再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施**について、本法科大学院では、再試験を実施しておらず、厳格な成績評価の理念に沿いつつ、他方で、初めて法律学を学ぶ未修者がいることを考慮して、法学未修者 1 年生春学期「法律基本科目」の受講者で不合格になった者に限り、補充試験を実施している。(根拠・参照資料:「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 6) 補充試験は、このような限定的なもので、上記の趣旨で実施するものであり、下記の合格者数からもわかるように、能力不足の者を救済する制度ではない。期末試験後、約 1 ヶ月の復習期間を経て実施されるが、時期的な問題もあって、追試験を受験した者には補充試験の機会を認めないことにしている。(根拠・参照資料:「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 6、補充試験一般については、「南山大学試験規程」第 23 条～第 28 条)

再試験が存在せず、補充試験を実施していることは新入生ガイダンスで説明し、補充試験については、「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕 p. 6」に掲載し、補充試験受験手続や実施日時等の詳細については別途掲示で告知している。2009 年度春学期の補充試験では、憲法(統治) 3 名、民法(契約法) 12 名、民法(物権法) 4 名、民法(家族法) 2 名、刑法 I 5 名の計 26 名が定期試験の約 1 ヶ月後に受験し、それぞれ、2 名、9 名、2 名、0 名、3 名の計 16 名が合格している。2010 年度春学期の補充試験では、憲法(統治) 3 名、民法(契約法) 8 名、民法(物権法) 7 名、民法(家族法) 5 名、刑法 I 3 名の計 26 名が受験し、それぞれ、0 名、5 名、6 名、0 名、0 名の計 11 名が合格している。2011 年度春学期の補充試験では、憲法(人権) 10 名、民法(契約法) 8 名、民法(物権法) 7 名、民法(家族法) 5 名、刑法 I 8 名の計 38 名が受験し、それぞれ、2 名、3 名、1 名、1 名、1 名の計 8 名が合格している。2012 年度春学期の補充試験では、憲法(人権) 1 名、民法(契約法) 7 名、民法(物権法) 4 名、民法(家族法) 3 名、刑法 I 3 名の計 18 名が受験し、それぞれ、0 名、4 名、0 名、1 名、0 名の計 5 名が合格している。

進級要件に GPA を導入することに伴い、2013 年度から補充試験は廃止する。

**追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施**について、やむを得ない理由により、定期試験等を受験できない場合、当該授業科目の追試験を申請することを認めている。やむを得ない理由とは交通事故、病気などであり、試験期間の最終日の翌日から 3 日以内に証明書(事故証明書、医師の診断書など)を添えて、追試験受験願いを提出する手続となっている。追試験の成績は、1 割減点で評価する。(根拠・参照資料:南山大学試験規程第 8 条、第 9 条「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 231～232)

**進級を制限する措置**について、2007 年度までは、法学未修者の場合、1 年生から 2 年生

への進級のためには26単位、2年生から3年生に進級するためには62単位を修得しなければならないとしていた。法学既修者の場合、1年生から2年生に進級するためには32単位を修得しなければならないとしていた。(根拠・参照資料:「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.22) 2008年度から2011年度までは、法学未修者の場合、1年生から2年生への進級のためには30単位、2年生から3年生に進級するためには62単位を修得しなければならないとしていた。法学既修者の場合、1年生から2年生に進級するためには32単位を修得しなければならないとしていた。(根拠・参照資料:「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.13、p.22) なお、2012年度より、進級要件の厳格化を図るため、法学未修者については、1年次から2年次に進級するためには、必修科目24科目以上を含む30単位以上(行政法基礎は除く)、2年次から3年次に進級するためには必修科目52単位以上を含む62単位以上(行政法基礎は除く)、法学既修者の場合は、1年次から2年次に進級するためには必修科目22単位以上を含む32単位以上(行政法基礎は除く)を履修しなければならない、と各学年において進級のために必要な単位数を設けて、適切な履修がなされるように配慮している。(根拠・参照資料:「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.6)

なお、厳格な成績評価を行っていることもあって、留年者は、2008年度から2009年度にかけて15名(内休学者6名)、2009年度から2010年度にかけて11名(内休学者6名)、2010年度から2011年度にかけて10名(内休学者5名)、2011年度から2012年度にかけて13名(内休学者1名)、であった。

**進級制限の代替措置の適切性**について、本法科大学院では進級制度をとっているため、本評価対象に該当しない。

**FD体制の整備とその実施**については、法務研究科のもとにあるFD委員会(3名の委員で構成)が、FD研修会、講演会および意見交換会などを継続的に開催し、教員の教育能力の向上と研鑽に努めている。FD委員会では、活動方針について協議し、随時、研究科委員会において研修会等の実施について報告・提案している。なお、教育改善活動については、カリキュラム、教育内容、データベース等の整備と利用環境の整備、学生による授業評価とその教員の授業改善への反映などに関わるため、法務研究科のもとにある他の委員会(特に学務委員会、自己点検・評価委員会、入学試験管理委員会等)や、データベースおよびIT利用の推進に関わる教員とも随時、意思疎通を図り、問題点の把握と情報の共有に努めている。

これまで開催されたFD研修会・講演会には、教員の教育方法についてのスキルアップに直結するものと、意見交換・討論を通して教員の視野・見識を広げるものがあり(これも結果としてスキルアップに役立つものである)、FD委員会主催の研修会等は36回開催された。このほか、法務研究科主催、法学部主催の研修会・講演会があり、各教員はこれらの研修会等にも積極的に参加している。2008年度以降、以下の研修会が開催された。

(1) 2008年度

- ①「春学期定期試験問題についての意見交換会」を開催し、各教科の担当委員が春学期

定期試験問題の出題意図および学生の成績との関係について報告し合い、適正な試験問題と厳格な成績評価のあり方について意見交換した（8月21日実施、13名参加）。

②本法科大学院の木下芳宣教授・弁護士から、「法科大学院での授業をふりかえって」と題し、民事系科目について実務家教員としての経験を踏まえ、学生の興味と意欲を喚起する授業について報告がなされ、質疑応答を行った（2009年3月4日実施、23名参加）。

③石部雅亮・大阪市立大学および大阪国際大学名誉教授による「法学教育における理論と実務—ドイツにおける Relationstechnik と Gutachtenmethode」と題する講演会を本学ヨーロッパ研究センターと共催し、ドイツの法学教育の実態について学んだ（2009年3月10日実施、10名参加）。

(2) 2009年度

④角田篤泰・名古屋大学准教授から、「シラバスシステム活用方法とシステムのバージョンアップによる変更点について」の指導を受け、ラーニングシラバスの活用方法について研修した（2010年3月4日実施、18名参加）。

(3) 2010年度

⑤本法科大学院の久世表士教授・弁護士から、「理論と実務の架橋—民事系科目の場合」と題する報告がなされ、民事系科目における理論と実務の架橋の在り方について質疑応答した（2011年3月11日実施、23名参加）。

(4) 2011年度

⑥法務研究科主催の講演討論会が開催され、講師として Marsha Mansfield ウィスコンシン大学ロースクール・クリニカル教授、討論者として Bruce Aronson クレイトン大学ロースクール教授・早稲田大学客員研究員を迎え、「アメリカにおける実務教育システムの構築」について学び、知見を広めた（10月15日実施、11名参加）。

⑦本法科大学院の多田元教授・弁護士から、「法曹実務につなぐ教育～実務家教員の役割」と題し、刑事系科目について実務的観点からの授業方法について報告がなされ、質疑応答を行った（2012年3月9日実施、24名参加）。

⑧Paul Finkelman オルバニー大学ロースクール教授・南山大学第三種研究員による「アメリカにおける教育職員のピア・レビューとは？—その目的・内容・方法・効果」と題する法学部FD委員会の主催のFD研修会に協賛し、法務研究科教員も多数参加した（2012年1月18日実施）。

以上の研修会のほか、学務委員会主催の「成績意見交換会」が各学期末に行われており、同意見交換会では、学生の成績分布や成績評価の基準等について意見交換がなされ、厳格・適正な成績評価基準の確立に向けた努力がなされている。

**FD活動の有効性**については、授業内容および方法の改善を図るために随時実施されている研修会、講演会、意見交換会などを通して得た知見を活用して、各教員がそれぞれの授業において教育実践を重ねることによって確保されている。

**学生による授業評価の組織的な実施**については、自己点検・評価委員会の主導のもと、

14 の質問項目を含むマークシート方式および自由記述方式により、各学期末に原則として全開講科目（受講登録者数 4 名以下の科目は除く）について行っている。アンケートの回収率は、いずれの科目もほぼ 100%である。

**学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、授業評価の集計結果が各教員に配付されるとともに、各教員には、その評価結果を踏まえた自己点検・評価報告書の作成・提出が義務付けられている。この自己点検・評価報告書の作成・提出は、2012 年度より、学生による授業評価の対象となっていない科目（受講登録者数 4 名以下の科目）の担当教員にも課されることになった。これにより、教員は、例外なく、担当する授業について自己点検・評価の義務が課せられることになった。

アンケート集計結果の一覧表および教員各自が作成した自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会から研究科委員会において報告されるとともに、法科大学院図書館に備え置かれている。

**教育方法に関する特色ある取組み**については、「Web システムを利用した教育」が最大の特色である。Web システムを通して、判例等の検索ができることはもちろん、授業で使用する資料等の公開を行うとともに、教員と学生間や、学生相互間において、Web システム上の Learning Syllabus を利用して質疑応答もなされている。また、自己学習用に、Web システム上で問題に解答する択一式問題練習のシステムである「学ぶ君」も導入している。なお、「学ぶ君」は、2004 年度から 3 年間、文部科学省の法科大学院形成支援プログラムとして採択されたプロジェクトにより開発したものである。

さらに、ほとんどの科目において、担当者が独自に授業用の冊子教材を作成し、受講学生に配付している。内容は、講義レジュメ、事例・練習問題、判例などからなっている。

また、2007 年度途中から、一つの教室（A31 教室）にビデオ録画装置を導入し、2008 年度以降は「法律基本科目」を中心に授業をビデオに録画し、教員の授業方法改善のために利用することとした。ビデオ録画された内容については、図書館で随時閲覧できるようになっており、授業欠席者や内容を繰り返し復習したい者などが活用できるようにし、多くの学生が利用している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮**については、前記の課程修了の要件を厳守しており、本法科大学院が設定する 98 単位は、法科大学院での教育の質の向上が求められている現在においては、他の法科大学院と比較して履修上の負担が過重というほどのものではないと考えている。文部科学省中央教育審議会法科大学院特別部会、日弁連及び法科大学院協会などからの法律基本科目の履修をより重視すべきであるとの意見等の鑑み、さらに、教育の質の向上という観点から、特に、法学未修者への教育の向上という面を考えると、適切であると考えている。

**履修科目登録の適切な上限設定**については、上限を 36 単位に設定している。もともと、法

科大学院によっては、法学未修者 3 年生の上限について、これを緩和している法科大学院も少なくない。ただ、本法科大学院では、法学未修者 3 年生も、法学未修者 1 年生・2 年生と同様、上限を 36 単位に設定しており、厳格な修了認定の必要性から判断すると、法学未修者 3 年生のみ緩和する必要性はないと考えている。

**法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施**について、新入生ガイダンスでは、法学未修者と法学既修者では内容が異なることが分かるように説明している。新入生ガイダンスの直後に、指導教員と指導学生との個別面談の場を設定することによって、早い段階からそれぞれの学生の希望や個別的事情に応じた履修指導を行っている。なお、導入教育については、学生が入学後のカリキュラム履修を円滑に行うために一定の意義があったと考えている。

**教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**について、前記のようにオフィス・アワーを設定・公表し、学生がそれを活用しているが、科目によって学生の利用度には差があるので、その活用について学生に周知徹底する必要がある。なお、教員によっては、オフィス・アワー以外にも適宜、学生からの質問などに答えて、学習支援に効果をあげている。

**アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施**について、アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施について、アドバイザー制度の運用面では、学生が気軽に相談することができるように積極的にアドバイザー制度を活用してもらうために、入学時のオリエンテーションにおいて、アドバイザー制度を積極的に紹介することとした。また、授業が行われる期間以外にも、夏期休暇期間、春期休暇期間にも、アドバイザーの出講をお願いしている。

**正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重**について、既に説明したように、正課外の学習支援の過度な司法試験対策を偏重していることはないので、問題はないと考える。

**授業計画等の明示**について、「大学院学生便覧〔法務研究科〕」を配付し、また、教員個々が Web システム上の Learning Syllabus を利用して計画を明示することで、学生も事前に授業の予定が容易にわかり、学生が効果的に自習できるようになっている。

**シラバスに従った適切な授業の実施**について、「大学院学生便覧〔法務研究科〕」を配付するとともに、ほとんどの科目で Web システム上の Learning Syllabus を活用し、頻繁に内容を更新することによって、シラバスの内容を補充しつつ授業を実施でき、学習上、効果的である。

**法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施**について、個別の授業においては、それぞれ工夫がなされているものの、組織的に情報を共有するという面では問題もあるので、自分以外の教員の先進的な実践を各教員が参考にするという点では、改善の余地があると考えている。

**少人数教育の実施状況**について、前記のように適正学生数を設定し、2008年度を除き「法律基本科目」を含めて、全ての科目で、設定された適正学生数の範囲内に収まっている。(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表4)

**各法律基本科目における学生数の適切な設定**について、演習以外の科目では、2010年度までは適正学生数を法律で定められた適正学生数と同じ50名以下に設定していた。入学定員の削減を行った2011年度より適正学生数より少ない40名に設定しており、法学未修者1年生を対象とした科目においては、科目登録学生数は40名以下になっている。ただし、2008年度においてのみ、一部の科目においては、50名を超えた。具体的には、2008年度『憲法（人権）』、『民法（契約法）』、『民法（物権法）』、『民法（家族法）』、『刑法I』、『法情報調査』において、適正学生数はそれぞれ50名であるが、科目登録学生数はそれぞれ53名、54名、53名、54名、54名、53名となっている。50名を超えた理由は、2008年度の入学者数が若干定員を超えたこと、厳格な成績評価を行っているため、前年度に数名の学生が当該科目の単位を取得できずに、再履修していることにより、場合によっては、適正学生数を超えることがある。しかし、50名を超える人数は、最大4名であり、現実の授業においては、支障となっておらず、許容範囲であると考えている。2009年度以降2010年度までは、適正学生数50名を超えた科目はない。2011年度においても適正学生数40名以下に収まっている。また、演習科目では、適正学生数を30名に設定しており、こちらは、いずれの科目も30名の範囲以内に収まっている。

**個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定**について、個別的指導が必要な授業科目について、前記のように適正学生数を設定しており、現実に、設定された範囲内に収まっている。

**成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示**について、「大学院学生便覧〔法務研究科〕」において、一般的な成績評価、単位認定、課程修了認定の基準・方法を明示し、また、「大学院学生便覧〔法務研究科〕」における個々の科目の「成績評価の基準と方法」において、平常点、小テスト、レポート、中間テスト、定期試験等の割合を明らかにしている。また、最終試験については、前記現状の説明で述べたように、学生へのガイダンスを行い、適切に対応している。

**成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施**について、成績評価の割合を、おおむね、A+およびAをあわせて30%程度以内、Bは50%程度以内としており、多くの科目については、この基準を遵守した成績評価がなされていると考えている。ただ、この基準に照らして、A+およびAの割合が高い科目が散見されることもある。各学期に開催する成績意見交換会において、上記割合の範囲で成績評価を行うよう確認している。

2007年度秋学期の成績からは、指導教員を通して、学生に素点を記入した文書を配布することにし、2012年度現在も継続している。

成績疑問調査の活用例は、2008年度から2011年度までに13例あったが、10例については、成績訂正は行われず、それ以上の疑問は提示されていない。2009年度の3例について

は、教員の過失（1例は記載ミスのためBからAに変更、1例は計算ミスのためBからAに変更、1例は転記ミスのためBからAに変更）によるものであり、成績訂正がなされた。なお、課程修了認定に関しては、特に問題は起きていない。

**再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施**については、再試験を実施せず、法学未修者1年生春学期「法律基本科目」に限り補充試験を実施しているのは、厳格な成績評価の理念に沿いつつ、他方で、初めて法律学を学ぶ法学未修者に配慮したものである。その趣旨はガイダンスで説明しているが、前記の合格者数からも明らかなように、この制度は、実力が不足する者を安易に合格させる制度ではない。

**進級を制限する措置**については、修了に必要な単位数を98単位としており（法学既修者の場合、30単位を修得したものとみなしている）、各年度において登録できる単位数の上限が36単位であることから、前記のような進級要件としている。なお、2012年度からは、進級要件の厳格化を徹底するため、既に説明したように、各年次において一定以上の単位数の必修科目の単位取得を義務づけた。必修科目における進級要件を厳格化したことは、法曹としての実力を養成するためには必要な措置であると考えている。

**FD体制の整備とその実施**については、多数の教員が各種のFD研修会・講演会・意見交換会に積極的に参加することにより、授業の改善や適正な成績評価の確保のために不断の意識改革が行われている。その結果、各教員が、常に誠実に緊張感をもって授業を行うことに繋がっている。

**FD活動の有効性**については、授業内容および方法の改善に貢献している一つの指標として、「学生による授業評価」のアンケート結果の評価数値の推移に見ることができ、いずれの教員も総じて年々、評価数値が改善されていると評価できる。

**学生による授業評価の組織的な実施**については、自己点検・評価委員会の主導のもと、14の質問項目を含むマークシート方式および自由記述方式により、各学期末に原則として全開講科目（受講登録者数4名以下の科目は除く）について行っている。アンケートの回収率は、いずれの科目もほぼ100%であり、教員、学生ともに、授業評価の趣旨をよく理解しており、現行の方式は定着していると評価できる。また、アンケートの集計結果によれば、学生からの評価数値は年々向上しているが、この評価結果と学生の学力が必ずしも相関していない側面もある。

**学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、アンケート評価の集計結果の一覧表および各教員が作成した自己点検・評価報告書が、研究科委員会に報告されるとともに、法科大学院図書室に備え置かれ、学生にも公表されている。このことは、常時、教員に適度な緊張感をもたらし、授業の改善に寄与しており、いずれの科目も全体的に学生からの評価が高くなっている。

**教育方法に関する特色ある取組み**については、前記のとおり、Webシステムを利用した教育に特色があり、また、システムについても常に改善が図られているので、多くの教員や学生が利用している。ただ、教員や学生によってその利用度には若干の差があるので、さら

に利用の利便さを向上させ、利用頻度を上げるように努力したい。

A31 教室にビデオ録画装置を導入して以降、「法律基本科目」を中心に授業をビデオに録画し、ビデオ録画された内容については、図書館で随時閲覧できるようになっており、授業欠席者や内容を繰り返し復習したい者などが活用できるようにし、多くの学生が利用している。学生が授業内容を再確認し、理解を深めることに大いに役立っていると考えている。

#### [将来への取組み・まとめ]

**課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮**について、本法科大学院が設定する 98 単位は、法科大学院での教育の質の向上が求められている現在においては、他の法科大学院と比較して履修上の負担が過重というほどのものではないと考えているが、課程修了の要件が適切であるかを検討し、履修上の負担についても配慮は続けていく。

**履修科目登録の適切な上限設定**について、特に問題はないと考えている。なお、2013 年度以降、各学期において適切な履修を図ることができるようにするため、「南山大学大学院法務研究科履修規程」第 6 条において、1 学期内に履修できる単位数については、20 単位（行政法基礎の 2 単位を除く）に制限する規定を設ける。（根拠・参照資料：南山大学大学院法務研究科履修規程）

**法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施**について、適切に運用がされていると考えている。なお、導入教育については、学生が入学後のカリキュラム履修を円滑に行うために、一定の意義があったと考えているので、今後も継続していく。

**教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**について、制度は整備されていると思われるので、今後も、さらに学生が相談しやすく、学習への効果的な支援が実現できるように努力していく。

**アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施**について、前記点検・評価で述べたように、学生の学習状況に照らし、アドバイザーを利用できることができよう、制度を見直しているため、今後も、学生の利用を促し、勉強の資するために、アドバイザー制度については随時見直をしていく。

**授業計画等の明示**について、今後は、Web システム上の Learning Syllabus の改善をしつつ、その利便性については、学生からの要望等をふまえて、一層の充実を図っていきたい。

**シラバスに従った適切な授業の実施**について、Web システム上の Learning Syllabus が授業進行上、極めて重要な位置を占めることから、法務研究科 FD 委員会を中心として、その活用のあり方について、今後も徹底・改善を図りたい。

**法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施**について、全学的な FD 委員会が奨励する授業参観や実践例の紹介を行う FD 活動等を通して、各教員の工夫を活用できるような状況を整えていきたい。

**成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示**について、前記のとおり、一般的な成績評価、単位認定、課程修了認定の基準・方法を明示しているが、最終試験の詳細、P、F 評価科目については、2008 年度以降、「大学院学生便覧 [法務研究科]」に記載することにより、情報提供を徹底している。また、個別の科目について成績評価の対象や比重等については、2008 年度以降、担当者がシラバスに明示するように徹底している。ただ、2011 年度時点で、シラバスにおいて成績評価の対象や比重が明確でないと判断された一部科目については、成績評価の割合を明示することを求めた。また、平常点に出席回数を含めているように思われる記述をした科目については、出席回数は成績評価に入れないように改善を求めた。したがって、現時点では問題は解決されたと考えている。

成績疑問調査については、2009 年度に 3 例成績訂正が行われた。それ以外の年度においては、問題は生じていない。このような問題が生じないように、全ての教員に慎重な成績の記載を求めることを徹底したい。

課程修了認定にかかわって、最終試験における成績を 2006 年度までは学生に開示していなかったが、2007 年度以降は、希望する学生に対し、7 科目の成績について、素点ではなく、A、B、C のような段階評価を開示することとした。なお、2010 年度からは、論述式の最終試験は廃止し口述による最終試験のみとなったため、論述試験の成績の公表は必要なくなった。

**再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施**について、2013 年度から進級要件にも GPA を導入する。これまで、再試験を実施せず、法学未修者 1 年生春学期「法律基本科目」に限り補充試験を実施してきたが、GPA の導入に伴い、補充試験は廃止する。

**進級を制限する措置**について、既に説明したように、進級要件の厳格化を進めている。今後も留年者や、留年の可能性がある学生に対しては、指導教員を通して、個別に履修指導の強化を図ることとしたい。なお、2013 年度より、従来の進級要件に加えて、GPA を導入し、さらなる進級の厳格化を図る。

**FD 体制の整備とその実施**については、今後も、FD 委員会、自己点検・評価委員会、学務委員会および入学試験管理委員会の各委員会が連携して問題点の把握と改善策を検討していく必要がある。

**FD 活動の有効性**については、従来どおり、FD 研修会、講演会、意見交換会等を定期的に開催し、教員の不断の意識改革につなげていきたい。

**学生による授業評価の組織的な実施**については、今後も現行方式を維持する一方、学生からの授業評価と学力向上が相関するように、各教員が引き続き授業を改善するように努めていく必要がある。

**学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、アンケートの集計結果一覧表および教員が作成した自己点検・評価報告書を研究科委員会および学生に公開するという現行の仕組みを維持するとともに、問題点の把握に不断に取り組む。

**教育方法に関する特色ある取組み**について、既に説明したように、現時点において、多

くの教員や学生が積極的に Web システムを活用している状況にあるが、さらに、その利用度の充実、利便性の改善に努めたい。

ビデオ録画システムについては、A31 教室のみに限られているため、学生の要望があれば、他の教室へのビデオ録画システムの導入なども検討していきたい。

### (3) 成果等

#### [現状の説明]

**教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性**については、法科大学院設立時から各科目については、将来法曹となる者として備えるべき基本的素養を修得させるために、各授業担当者は各自独自の教材等を準備し、各学期開始前に教材を学生に配布することによって、学生が授業の内容を予習・復習できるような体制を整え、学生が効果的に授業内容を理解することができるような体制を整えてきた。(根拠・参照資料：「2012 年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p. 35～208) また、各科目の教育内容については、2010 年度に公表された「共通的到達目標モデル(第2次案修正案)」を研究科委員会で提示し、各担当者に「共通的到達目標モデル(第2次案修正案)」を念頭に置いて、それと同等以上のレベルの内容を実現するように求めた。「共通的到達目標モデル(第2次案修正案)」の内容をどの程度授業に反映させるかについては、各担当者の自由裁量に任されているが、多くの担当者が、「共通的到達目標モデル(第2次案修正案)」以上の内容を実現するように、担当者作成の教材等に反映させるように努力している。この点については、2013年1月16日の研究科委員会において提示した『授業に関する教務関係運用要領』の中の授業関連の項目の中に、「共通的到達目標モデル(第2次案修正案)」に準拠して授業を実施するように努めるという項目を設け、各授業担当者に再度確認を求めた。(根拠・参照資料：「法務研究科委員会議事録(2013年1月16日研究科委員会報告資料6『授業に関する教務関係運用要領』)」) なお、各学期に、学生による授業評価を実施し、その中では、学生が教育内容に満足したか、対象分野につき新しい知識を得たり理解が深まったりしたかということも設問項目として質問し回答を求めており、各担当者は自分の授業内容が学生を満足させるものであるかを直接知ることができるようになっているので、教育効果を各自測定し確認することも可能となっている。

本学修了時の成績と司法試験合格との相関も明らかであり、司法試験合格者のほとんどが本学での学内成績の上位者で成績による給付奨学金の受給対象者である。このことから、学内での教育効果が具体的に司法試験の合格につながっている。

**司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況**については、平成19年度から平成24年度の司法試験合格者数は、順に、10、15、18、10、21、12人であり、同期間の司法試験合格率は、順に、38.5%、30.6%、30.5%、13.7%、26.3%、17.1%であり(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表3-2)、平成20年度から平成22年度の各年次修了生の法曹三者への就職者数は、順に、15、9、13名である。(根拠・参照資料：基礎データ表3) また、平成20年度から平成24年度の留年率は、順に、11.6%(そのうち標準修業コースは13.8%)、12.9%(同13.7%)、9.7%(同10.2%)、13.5%(同14.1%)、19.8%(同22.8%)である。(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表16)

**修了生の法曹以外も含めた進路の把握**については、平成 20 年度から平成 22 年度の各年次修了生うち、官公庁への就職者数は、順に、4、1、0であることを把握しているが、多くのものは状況を把握しきれていない。(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 3)

**修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表**については、南山大学大学案内、南山大学法科大学院案内、法科大学院 Web ページ上で、「卒業生の声」、「合格者の声」、「新司法試験合格者の声」として、情報発信を行っている。(根拠・参照資料：「2013 年度南山大学大学案内」p.76、「2013 年度南山法科大学院案内」p.12～13、法科大学院 Web ページ (<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/index.html>))

**教育成果に関する特色ある取組み**については、本法科大学院の成績と司法試験合格との相関関係がみられることから、ガイダンスなどの機会に、学生には本法科大学院での教育が最終的には司法試験の合格に結び付き、授業内容を確実に理解することが法曹となるための実力をつけることにつながることを自覚させるようにしている。各学年における成績上位者には奨学金を給付することによってその努力を評価しており、学生に勉強に対するモチベーションを与え、さらに、競争を促すことにもつながっている。これまでの司法試験合格者のほとんど全員が給付奨学金の受給者であったことも、学内における教育成果が法科大学院生の最終目標である司法試験の合格と直結し、学内においてしっかりと実力を付けることが、最終目標である司法試験の合格に結び付くことを現実に証明していると考えている。

#### [点検・評価 (長所と問題点)]

**教育効果を測定する仕組みの整備と有効性**については、前記の通り、「共通的到達目標モデル (第 2 次案修正案)」を踏まえて、それと同等以上のレベルの内容を実現するように努力しており、授業アンケート結果から、各担当者は自分の授業内容が学生を満足させるものであるかを直接知ることができるようになっているので、教育効果を各自測定し確認することも可能となっている。

また、本学修了時の成績と司法試験合格との相関も明らかであり、司法試験合格者のほとんどが本学での学内成績の上位者で成績による給付奨学金の受給対象者である。このことから、学内での教育効果が具体的に司法試験の合格につながっているという評価をすることもできる。

**司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況**については、司法試験合格者数は、常に 2 ケタ台を維持するとともに、同合格率についても、年度による若干の変動はあるものの、大体において、ほぼ全国の平均的水準近くの数字を維持するなど、安定している。特に、コース修了者の合格率については、平成 19 年度及び平成 24 年度を除き、全国平均を超える水準にある。(根拠・「法科大学院基礎データ」表 3-2) また、毎年、9～15 名の者が法曹三者への就職を果たしている。以上のことから、人間の尊厳を基本とした倫理観を身につけ、社会に貢献できる法曹を目

指す、という本研究科の教育目標は、概ね達成できており、双方向授業等、小規模校の利点を生かした教育が展開できていると考える。

**修了生の法曹以外も含めた進路の把握**については、ジュリナビへの登録を学生に奨励するとともに、同窓会組織（南山法友会）、同期修了生からの情報収集等を利用して、進路把握に努めてきたが、特に、法曹以外に進んだ修了生の進路把握は、必ずしも十分とは言い難く、進路把握の体制を確立する必要がある。

**修了生の活動状況の社会に対する公表**については、修了生の進路状況については一定の公表を果たしているが、社会における活動状況については、現時点では具体的な方策を講じておらず、今後改善の余地がある。

**教育成果に関する特色ある取組み**について、既に説明したように、これまでの司法試験合格者のほとんど全員が給付奨学金の受給者であったことも、学内における教育成果が法科大学院生の最終目標である司法試験の合格と直結し、学内においてしっかりと実力を付けて上位の成績をとることが法曹としての素養を養うことになり、最終目標である司法試験の合格に結び付くことを現実に証明していると考えている。また、法学未修者の司法試験合格率は2008年を除き全国平均を上回っており、法学未修者に対する細やかな少人数教育の成果であると評価してよいであろう。

#### [将来への取組み・まとめ]

**教育効果を測定する仕組みの整備と有効性**については、「共通的到達目標モデル（第2次案修正案）」を踏まえて、常に教育内容の充実を図り、学生が満足できる授業を実現すべく各担当者が努力していくことが重要であると考えている。今後、授業担当者間において授業内容のさらなる改善について認識を共有したいと考えている。

**司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況**については、『人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成をめざし、理論と実務を架橋する教育を行う。』との教育目標を今後も達成すべく、より質の高い法曹養成を目指すために、カリキュラム変更、修了要件及び修了要件の見直し等を行っていく。

**修了生の法曹以外も含めた進路の把握**については、2012年度修了生から、修了予定の院生に「進路届」を配付し、修了後の進路を記入させ、本研究科に提出させる制度の導入を予定している。これによって、法曹以外の修了生の進路把握を体制的に行おうとしている。

**修了生の活動状況の社会に対する公表**について、修了生の社会における活動状況の公表を進めるため、今後、具体的な検討を進めたい。

**教育成果に関する特色ある取組み**については、既に説明したように、一定の成果を上げていると考えることができる。さらに授業内容を充実させ、厳格な成績評価を徹底することが重要であると考えている。今後は、成績下位の学生に対する学習支援等についてもさらに検討することが必要であると考えている。

### 3 教員組織

#### [現状の説明]

**専任教員数に関する法令上の基準**については、本法科大学院は、専任教員 15 名（内実務家教員 3 名）で組織し、学生 15 人につき専任教員 1 名以上となっており、専門職大学院設置基準第 5 条ならびに文部科学省告示第 53 号第 1 条第 1 項を遵守している。

**1 専攻に限った専任教員としての取り扱い**については、文部科学省告示第 53 号第 1 条第 2 項を遵守し、専任教員を配している。なお、本法科大学院は、15 名の専任教員のうち 3 名を法学部との併任教員としており、専門職大学院設置基準附則 2 に基づく 3 分の 1 を超えないとの基準を遵守している。

**法令上必要とされる専任教員数における教授の数**については、専任教員 15 名のすべてが教授であり、文部科学省告示第 53 号第 1 条第 3 項にある要件（専任教員の半数以上は教授であること）を満たしている。

**教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備**については、現在専任教員となっている 15 名のうち 11 名は、本法科大学院の設置時に大学設置・学校法人審議会の教員資格審査において、その高度な指導能力が認められている。他の 4 名についても、専門職大学院設置基準第 5 条を遵守し、それぞれの専門分野について、教育上、研究上の優れた業績、または特に優れた知識および経験を有する者であり、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

**法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数**については、専任教員 15 名中、実務家教員は 3 名であり、3 名ともに、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。（実務家教員 3 名のうち、2 名が実務家みなし教員である。）

**法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置**については、法科大学院基礎データ表 6 のとおり、法律基本科目の各科目において、憲法 2 名、行政法 2 名、民法 2 名、商法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑法 2 名、刑事訴訟法 1 名の専任教員を適切に配置している。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 6）

**法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置**については、法科大学院基礎データ表 2 にあるとおり、各科目の専任教員担当科目比率は、「法律基本科目」83.3%（必修科目）および 66.7%（選択科目）、「法律実務基礎科目」28.3%（必修科目）および 80.0%（選択科目）、「人間の尊厳科目」（「基礎法学・隣接科目」）34.0%、「展開・先端科目」38%となっており、「法律基本科目」および「実務基礎科目」を重視した専任教員の配置となっている。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 2）

**主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置**については、経験豊富で高度の教育指導能力を有する実務家教員 3 名を配置している（いずれも実務経験 10 年以上の民事系弁護士）。また、授業内容の充実と負担の過多を避けるために、経験豊富な実務家の派遣教員を委嘱し（民事系の裁判官 1 名および検察官 1 名）、レベルの高い教育体制をとっている。専任実

務家教員が担当している「法律実務基礎科目」は、『法曹倫理』、『民事実務演習』、『模擬裁判』、『紛争解決（ロイヤリング）』、『法務エクスターンシップ』である。

**専任教員の年齢構成**については、法科大学院基礎データ表 8 にあるとおり、51～60 歳が最も多く 6 名（40%）であり、次いで 61 歳～70 歳が 5 名（33%）、41～50 歳が 4 名（27%）という構成となっている。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 8）

**教員の男女構成比率の配慮**については、専任教員の区分において、男性教員は 12 人、女性教員は 3 人であり、女性教員の比率は、20.0%である。

**専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮**については、法科大学院における教育は、幅広い体系的知識と豊富な教育的経験を必要とするため、習熟した人材が必要であり、学内の法学部所属の有能な若手研究者について、2007 年度より継続的に、法科大学院の授業担当を依頼することなどを通して、法科大学院への移籍が可能な教育経験の蓄積に努めている。

**教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程**については、全学共通の規程として「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会規程」および「南山大学教育職員資格審査委員会内規」を制定している。「南山大学教育職員選考規程」は、候補者の最低要件を規定したものであって、各組織では、内規によりこれを上回る要件を課すことができる。本法科大学院固有の基準および手続きは現時点で存在しないが、全学基準に上乘せをした「法学部専任教員採用・昇格基準（内規）」を準用する運用が確立している。（根拠・参照資料：南山大学教育職員選考規程、南山大学教育職員資格審査委員会規程、南山大学教育職員資格審査委員会内規、法学部専任教員採用・昇格基準（内規））

**教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用**については、全学共通の規程である「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会内規」および「法学部専任教員採用・昇格基準（内規）」を準用し、これらに則って運用している。（根拠・参照資料：南山大学教育職員選考規程、南山大学教育職員資格審査委員会規程、南山大学教育職員資格審査委員会内規、法学部専任教員採用・昇格基準（内規））

**専任教員の授業担当時間の適切性**については、法科大学院基礎データ表 9 のとおり、専任教員の授業担当時間の平均は、専任教員（教授）7.9、専任（兼担）教員（教授）5.7、専任（実務家）教員（教授）5.0、みなし専任教員（教授）4.3 であり、すべてが 8 授業時間内のものになっている。（1 授業時間：90 分）。兼担を含めた専任教員で見ると、最長は 10.7、最短は 3.0 となっているが、最短の教員は、研究休暇中であるものの、法科大学院の一部授業のみ担当しているといった事情による。研究休暇中の授業担当は好ましくないものの、法科大学院の質の保証と研究活動の保証という相反的な利益を調整するものとして、このような運用を確立している。

**教員の研究活動に必要な機会の保障**については、研究休暇の制度および海外留学（国内研究も含む）の制度がある。毎年 1 名程度が、研究休暇を取得するか、または海外留学を

して長期研究の機会を確保している。研究休暇については、10年間の勤務につき1年間、5年間の場合には半年の休暇を保障している。海外留学についても、比較的若い教員が1年間（場合によっては1年半）海外の大学に留学している。また、3ヶ月程度の短期海外出張の制度を利用して、研究活動を行うことができる。2012年度は、1名が留学中であり、1名が秋学期から研究休暇をとることになっている（ただし、両者とも法科大学院の一部の授業を担当している）。（根拠・参照資料：南山大学研究休暇規程）

**専任教員への個人研究費の適切な配分**については、専任教員1人につき、個人研究費35万円、個人図書購入費15万円、研究出張旅費15万円が配分されている。また、学内で募集する各種の研究助成制度等に応募する機会も均等に与えられている。（根拠・参照資料：「2012年度研究費ハンドブック」）

**教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**については、法科大学院開講の授業について、法科大学院専任教員の担当授業負担の軽減を図るため、または「展開・先端科目」群のうち、特定の選択科目については、法科大学院所属教員では担当できないため、学内の法学部所属教員および学外の他大学研究者教員、実務家（裁判官、検察官、弁護士）が担当している。また、アドバイザーとして委嘱した実務家（若手弁護士）による、法科大学院生への学習指導・相談も実施している。事務職員の体制は、法科大学院に専任職員が1名、法科大学院に附置する法曹実務教育研究センターに専任嘱託職員1名が配置され、さらに業務委託にもとづいて、IT専門職員および法科大学院図書室職員が1名ずつ配置されている。法学部と法務研究科は同じ事務室となっており、他に法学部担当の専任嘱託職員が1名おり、法学部と法務研究科の担当を区別していない臨時職員が3名配置されている。

**専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備**については、春学期、秋学期のいずれについても、法科大学院開講の全科目について、大学で実施しているものとは別に、独自の評価項目編成のもとに「学生による授業評価」アンケートを実施し、各教員の教育方法・効果の点検・評価（アンケート結果に対して報告書を作成し、これを研究科委員会に提出し、院生に開示する）を行い、教育活動の充実を図っている。

専任教員の研究活動については、毎年、研究活動状況、研究成果を各教員が大学に報告し、その結果を冊子および大学Webページ上で公開している。さらに、法学部の専任教員を含め、法学部・法務研究科内で3年ごとに教育・研究活動報告書を作成し、教授会および研究科委員会で開示している。（根拠・参照資料：南山大学研究業績システム（<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>）、「2009年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書」〔2007年4月1日～2010年3月31日の活動が対象〕）

**教員組織に関する特色ある取組み**については、本法科大学院は専任教員15名の小規模な組織であるため、学内の法学部専任教員に研究科委員会の会議にオブザーバー参加してもらうことなどを通して包括的な情報交換を行い、法学部専任教員の協力・連携によって、教育機関としての質的充実を図っている。具体的には、教学関係（開講科目の選定等）、入試業務（入試問題の作成、入試の運営等）、研究会（南山学会、法学会主催の研究会の実施）

等、多方面において相互協力的な人的体制を講じている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**1 専攻に限った専任教員としての取り扱い**について、全国的にみて、法科大学院を担当する教育・研究能力を有する法学系教員が不足した状態のもとで発足した本法科大学院は、前記基準に従って法科大学院専任教員 16 名の内 4 名を法学部との併任とした。当該教員の内、2 名は法律基本科目以外を担当し、他の 2 名は法律基本科目担当ではあるが十分に教育・研究能力を有する研究者であり、法科大学院の教育・研究に支障が生じないよう配慮している。その後、専任教員 15 名の内、3 名を法学部との併任としている（2 名が法律基本科目を担当し、1 名が法律基本科目以外を担当）。

**教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備**について、法科大学院設置時に審査を経た専任教員についてはもちろん、その後任用された専任教員についても、本学の教育職員任用基準に基づき、いずれも幅広い知識と経験豊かな、高度の教育指導力を備えているものとして、法科大学院の教育に携わっている。（根拠・参照資料：「南山大学教育職員選考規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会規程」、「南山大学教育職員資格審査委員会内規」、「法学部専任教員採用・昇格基準（内規）」）

**法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数**について、文部科学省告示第 53 号第 2 条で必要とされる実務家教員数は、3 名であり、これを遵守している。また、実務家みなし教員についても、法令上認められる人数を遵守している。

**主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置**について、実務家 3 名はいずれも実務経験が豊富で、教育への取組みも熱心であるため、学生の評価もきわめて高い。しかし、3 名とも、民事系の弁護士であるため、検察官、裁判官の観点からの教育指導については、法務省、最高裁からの派遣教員で対応している。

**専任教員の年齢構成**について、教育指導経験の豊かさを重視しつつ年齢も考慮に入れて人事を行っている。そのため、若干年齢構成が高めではあるが、50 歳代を中心として、60 歳代および 40 歳代にわたり全体としてバランスのよい配置であり、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化の観点からは問題ないと考える。

**教員の男女構成比率の配慮**については、法学教育機関における女性教員の割合で考えると、20%は決して低いものではない。だが、近年の司法試験合格者における女性の割合が 20%を超えていることや、人口構成における男女比率を考えると、決して十分な人数とはいえない。

**専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮**について、学内の法学部所属の若手教員に法科大学院の講義を担当してもらい、その教育技能の習熟度を高め、法科大学院教員との相互交流（移籍）を進めているが、法科大学院の教育の質の低下を招くことがないよう講義準備等に力を尽くすよう督励している。また、適宜、法学部と法科大学院との間で移籍を行い、法学部の質を維持しつつ、法科大学院の教員の充実を図っている。

その結果、2006年度から40代後半の法学部専任教員を、2007年度から50代半ばの法学部専任教員を法科大学院に移籍した。また、2008年度から法学部所属の比較的若い40代前半の教員を法科大学院に移籍した。さらに、2011年度から、本学他学部の准教授を本法科大学院に移籍している。

**教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程**について、独立性を担保する必要のある法科大学院としては、法科大学院独自の規程および内規を整備していないのは問題である。

**教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用**について、「南山大学教育職員選考規程」および法学部の内規を準用して、それらに則って、2007年度および2012年度に昇格人事を行った。ただ、現在まで、法科大学院独自の関係規程を整備せず、大学および学内法学部の関係規程を準用していることは、法科大学院の独立性の確保という点からは問題である。

**専任教員の授業担当時間の適切性**について、各専任教員の授業担当時間の平均は、おおむね8授業時間であるが、前記のとおり、個々の専任教員、専任（兼担）教員、専任（実務家）教員、みなし専任教員については、それぞれ固有の事情により担当時間に相当のばらつきが見られるところであり、現状を適切と評することができるかどうかは難しいところである。

**教員の研究活動に必要な機会の保障**について、毎年度、本法科大学院の教員が留学ないしは研究休暇を取得できていることは、長所として評価できる。ただ、それらの取得に際しては、大学の各種業務を免除される制度であるにもかかわらず、担当科目の担当者確保と質の保証が困難なために、特定科目の授業を負担せざるを得ない状態は解消されていない。

**教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**について、学内の法学部所属教員との連携は確実に行われているが、学外の他大学研究者教員、実務家については、それぞれの委嘱形態の差があるので（教員は個別的な委嘱、裁判官は最高裁、検察官は法務省から派遣）、教育組織としての制度的安定度には問題がある。また、アドバイザーについては、法科大学院生対応の個別指導が主であるので、制度的な教育効果という面では弱点がある。

**専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備**について、「学生による授業評価」アンケートの結果を踏まえて、日常的に、各教員の教育方法の改善が進み、教育活動の活発化を促すものとなっている。また、研究活動については、全学の教員の研究活動報告書が刊行されるので、法科大学院専任教員の研究状況が相対的に評価できることになっている。

**教員組織に関する特色ある取組み**について、法科大学院が教育機関としての独立性を保持するという観点からすれば、法学部との協力・連携については、単なる相互依存に陥り、それぞれの教育機関としての独自性が失われることのないようにする必要がある。しかし、対象や目的こそ違っても、同一の教育モットーのもとに教育活動を展開している法学部と法

科大学院は相互補完的な関係にあるので、その利点を生かした教員組織のあり方ということができる。

#### [将来への取組み・まとめ]

**1 専攻に限った専任教員としての取り扱い**について、併任教員が許容されているのは法科大学院設置後 10 年間であるので、法学部担当教員の確保状況を勘案しながら、法学部との併任の解消に努めていく必要がある。なお、2012 年度より、併任の解消を前提とした採用人事に着手している。

**教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備**について、高度な指導能力は、絶え間ない教育・研究活動の点検・評価によってはじめて維持され、かつ向上するものである。したがって、教員自身が常にレベル・アップを心がけるとともに、FD 研修会や教員相互の授業参観などを通じた指導能力向上を実践させたい。

**法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数**について、専任の実務家教員は 3 名であるが、兼任教員に多くの実務家を任用し、理論と実務を架橋する教育指導を実践している。しかし、実務教育の一層の充実を図るためには、実務家専任教員の任用を増やすことが必要である。

**主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置**について、可能なかぎり、弁護士だけではなく検察官、裁判官、企業法務担当者などから、法律実務経験豊富で教育指導能力の高い人材の任用を進めたい。

**専任教員の年齢構成**について、60 歳以上の教員 5 名（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 8）については、いずれも数年から 8 年後には退職を迎えるため、これに代わる優秀な人材の確保が急務である。不断に人事情報を収集・分析して、レベルの高い教育を維持し、かつ向上させるための人事計画を進めている。

**教員の男女構成比率の配慮**については、人口構成における男女比率や男女共同参画社会の実現を推進する社会状況において、今後、女性教員の割合を増やす試みは必要であると考えられる。法科大学院へ移籍の可能性がある法学部人事において、女性教員も候補者として多数挙がっており、今後、相応な人材を任用するよう努めたい。

**専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮**について、全国的にみても法学系全体が研究者不足であるため、優秀な若手の人材確保は困難な状況であるが、情報収集等、不断の任用努力に努めている。なお、将来的には、本法科大学院を修了した者が、法曹としてだけでなく将来的に実務家教員等として法科大学院で活躍できるよう育成していくという観点も必要である。

**教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程**について、法学部の内規を準用している現状は問題があり、法科大学院独自の基準を明記した規程および内規の独立・整備が必要である。

**専任教員の授業担当時間の適切性**について、専任教員についても、法学部との協力関係

のもとに運営している関係上、法学部開講科目についても担当せざるを得ないので、できるだけその授業負担を軽減し、法科大学院の教育指導の充実を図るために、授業担当時間の平均 8 授業時間を維持するように努めたい（全学的には 10 授業時間が義務である）。

**教員の研究活動に必要な機会の保障**について、形式的には、機会は均等に保障されているが、小規模校であるために、基本科目担当者の授業担当の代替が困難であり、現実に学内の学部所属教員と同程度の研究機会を利用するのは、やや難しい面がある。法科大学院教員の教育指導の資質向上を図るためにも、授業担当者を確保したうえで、研究活動に専念できる期間を提供するための措置が必要である。

**専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備**について、現在、全学的な制度を前提としたうえで、各学部・研究科において独自の評価方法・基準が制定されている。本法科大学院においても、法学部との連携のもとに、教育・研究活動を評価する制度を導入し、2007年度から2010年度の実績に対する評価報告書を作成したところである。今後は、法科大学院独自の取り組みとすることの是非を含め、一層の整備を図っていきたい。（根拠・参考資料：「2009年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書」）

**教員組織に関する特色ある取組み**について、法学部との有機的な協力・連携は、他の法科大学院にはほとんど見られない特徴であり、今後も維持するとともに、より発展させていきたい。

## 4 学生の受け入れ

### [現状の説明]

**学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表**について、受け入れ方針については、本法科大学院は「人間の尊厳のために」を教育モットーとする南山学園の設置する法曹養成に特化した専門職大学院であることから、「人間の尊厳」を基本とする社会的使命感・倫理観を有する、社会に貢献できる法律家を養成するため高度の法学専門教育を行うものである。したがって、入学者選抜にあたっては、このような観点から、変転する社会情勢の動向に鋭敏で強い関心を持ち、現代社会における人権や自由のあり方を真剣に考える志願者を広く求め、選抜の公平性を確保し広く門戸を広げ、多様な経歴と実績を有する人材を求めている。

選抜方法・手続きについては、標準修業コースについては、法科大学院統一適性試験の結果（得点）、面接・自己評価書の評価、および小論文によって判定する。法学既修者コースについては、法科大学院統一適性試験の結果（得点）、面接・自己評価書の評価、および法律科目試験によって判定する。法律科目試験の内容は、民法（配点 200 点）、憲法（100 点）、商法（100 点）、民事訴訟法（50 点）、刑法（100 点）、刑事訴訟法（50 点）である。

標準修業コースと法学既修者コースの募集人員については、とくに枠を設けているわけではなく、おおむね、標準修業コース 25 名程度、法学既修者コースの 15 名程度としている。

これらは、法科大学院 Web ページ、パンフレットおよび入学試験要項等にて、公表している。（根拠・参照資料：「南山大学法科大学院パンフレット」、「法科大学院 Web ページ入試概要（<http://www.nanzan-u.ac.jp/LS/nyushi/gaiyo.html>）」、「2012 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」）

**学生の適確かつ客観的な受け入れ**については、出願者に均等に受験機会を与え、また、合否判定にあたり客観性を担保するため、判定資料には個人を特定する情報を一切記載せず、試験結果のみによる判定を実施している。また、学部時代の成績評価を入学試験における「面接を含む自己評価書」の評価点に加えているが、その際、出身大学や出身学部を問わず同じ基準で評価している。なお、学内推薦のような方法をとることは、開放性の観点から相当でないとされているため、本法科大学院では採用していない。（ただし、学園内短期大学を含む本学出身者が本法科大学院に入学した場合、入学金が実質免除される扱いにはなっている。）（根拠・参照資料：「2012 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」、「南山大学大学院入学者奨学金規程」）

**志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保**について、法科大学院の入学資格を有する全ての志願者に対し、公平な受験機会を等しく確保している。また、資格を有しない者であっても、個別の入学資格審査手続により出願資格を付与し受験機会を与えている。個別の入学資格審査のための出願書類として「略歴書」によって通常の出願より約 1 ヶ月早

く申請し、法務研究科入試管理委員会での審議によって出願資格が付与される仕組みとなっている。(根拠・参照資料：「2012年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」p.3、「法務研究科入試管理委員会規程」) 2004年度入試においては、個別審査ではないが、出願資格(4)「外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者」の該当者が存在し、初年度でもあったために法務研究科入試管理委員会で審議して受験資格を認めた。その後も、同様な該当者については、先例にしたがって受験資格を認めている。

**入学者選抜における競争性の確保**については、本法科大学院は、苦慮している。中部地方は、関東、関西の両地域へのアクセスが容易であり、また、本法科大学院が存在する愛知県に1つ、近隣県に3つの国立の法科大学院が存在することから、これらの法科大学院と競合関係にある本法科大学院は、入学試験の合格者の歩留まり率が低い傾向にある。従って、入学定員を確保しようとするれば、多くの合格者を発表せざるを得ない。競争性確保の基準が何であるかに関して、中央教育審議会法科大学院特別委員会の見解を採り、受験者数を発表した合格者数で割ることによって算出されるいわゆる競争倍率が2倍以上であるという指標によるとすれば、競争性は確保できていなかった。平成24年度入学試験においては、競争倍率が2倍となるように合格者を発表したつもりであったが、入学試験終了後に文科省から計算方法について、併願者について法学既修者コースの合格者を標準修業コースの合格者より除いて発表している場合には標準修業コースの受験者数より除くように指示があり、この方法によって計算した場合に競争倍率が2倍未満となってしまった。最近終了した平成25年度入試では、競争倍率2倍を確保している。

**入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施**については、法科大学院内に設置している「法務研究科入試管理委員会」が、法務研究科長の管理の下、入試関係業務に携わっている。大学全体の組織としては、大学院入学者選考に関する事項を審議・決定する「大学院入試委員会」、大学院入試の実施に必要な諸般の準備および実行に関する一般事務を所管する「大学院入試運営委員会」が設置されている。法務研究科長が前者の委員、専攻主任(法務研究科入試管理委員会幹事)および法務研究科選出委員(法務研究科入試管理委員会委員)が後者の委員となり、相互に連携できる体制となっており、全学の大学院の入学試験の一部として、法科大学院の入学試験が実施されている。また、事務部門においては学務部長の下、入試課大学院入試係により、法科大学院と連携をはかりつつ業務を実施している。(根拠・参照資料：「南山大学大学院入学者選考規程」、「法務研究科入試管理委員会規程」)

**各々の選抜方法の適切な位置づけと関係**については、本法科大学院では、競争性を確保しつつ入学定員を充足するために、毎年、入学試験制度を改革している。2013年度入学試験は、A日程～D日程で行っている。標準修業コースの試験の配点は、以下のとおりである。

	適性試験 第1部～第3部	面接を含む評価書	小論文 (B D日程については 適性試験第4部)
A日程試験	150点	100点	100点
B日程試験	100点	150点	100点
C日程試験	50点	100点	100点
D日程試験	100点	100点	100点

また、法学既修者コースの試験の配点は、以下のとおりである。

	適性試験 第1部～第3部	面接を含む評価書	法律科目試験
A日程試験	150点	100点	600点
B日程試験	100点	150点	600点
C日程試験	50点	100点	600点
D日程試験	100点	100点	600点

受験生は、適性試験の各自の成績を考慮して出願することができ、またどの日程にも出願することも可能である。受験生の選択の幅を広げ、法科大学院として、より競争性を確保したいと考えている。また、点数化することによって公平性を確保したいと考えているので、日程ごとに特徴を出すより、各日程の整合性が必要であると考え。なお、受験生の経済的負担を考慮して、A、Bの両日程について受験を出願し、A日程試験に合格し（繰り上げ合格を除く）B日程試験を受験しなかった場合、B日程試験の検定料を返還する措置をとっている。（根拠・参照資料：「2013年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」p4、p.8）

**公平な入学者選抜**について、本法科大学院では、推薦枠等の優先枠は設けていない。また、それぞれの試験で研究家委員会の議を経て決められた別々の試験の担当者が採点し、それを集計し、合否判定にあたっては、各コースとも総合得点を判定の基準としている。判定資料には、個人を特定する情報を一切記載せず、試験結果のみによる判定を実施することで、公平性を担保している。また、大学在籍中の成績を入学試験における評価に加える際にも、出身大学および出身学部を問わず同じ基準で評価しており、公平性に配慮している。

**適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適格かつ客観的な評価等**について、適性試験の最低合格基準点を設定しており、2013年度入学試験において、入学試験要項に「適性試験第1部～第3部の点数については、入学最低基準点（総受験者の下位から15%を基本とする。）を設定します。」と、記載した。また、過去においても、受験生の85%以下の成績の者を合格者としたことはない。（根拠・参照資料：「2013年度南山大学大学院入学試験要

項（法務研究科）」 p.5)

**法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表**については、入学試験において、法学既修者コース希望者には、法律科目試験を実施している。法律科目試験の内容は、民法（配点 200 点）、憲法（100 点）、商法（100 点）、民事訴訟法（50 点）、刑法（100 点）、刑事訴訟法（50 点）であり、すべての科目について点数化して、総合点 360 点以上で、6 科目がそれぞれ 40%以上の得点であることを合格の目安にしている。

認定基準については、これを公表している。（根拠・参照資料：「2013 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」 p.5)

**学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立**について、全学的な制度の改正や検証などについては、大学院入学者選考に関して、大学全体を統括する「大学院入学試験委員会」および「大学院入学試験運営委員会」において検討を行っている。また、入学試験の選抜方法や内容、試験の実施運営等については、「法務研究科入試管理委員会」が、法務研究科長の管理の下、検討を行っている。（根拠・参照資料：「南山大学大学院入学者選考規程」、「法務研究科入試管理委員会規程」）

**多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮**については、法科大学院設置基準第 19 条に則して、現代社会における多種多様なニーズに応える法曹養成が必要であるとの観点から、法学部学生・卒業生だけでなく、他学部学生・卒業生や社会人などの多様なバックグラウンドを有する志願者を広く受け入れるために、入学試験の出願書類のひとつとして「自己評価書」を採用している。この「自己評価書」には、大学等における学業成績、法律関係その他の専門職資格（証明書）、TOEIC、TOEFL 等の試験成績、ボランティア活動等の社会的活動等を記載させ、専門性ある職業に就いていたことや専門的な資格を有している場合には、それぞれを評価点数化して、入学試験の可否判定を行っている。（根拠・参照資料：「2013 年度南山大学大学院入学試験要項（法務研究科）」 p.7)

**法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が 2 割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表**については、社会人、非法学部出身者については、入学者選抜に際して、提出を求める「自己評価書」により、多様な経歴、業績を有する志願者を広く受け入れる機会を確保している。2009 年度以後、合格者に占める非法学部出身者と社会人の割合は 2 割を充たしていない。「合格者の概要」として、その選抜状況を法科大学院 Web ページ上に公表している。

年度	2008	2009	2010	2011	2012
入学者数	64	36	27	26	32
非法学課程出身数 (%)	17(26.6)	6(16.7)	5(18.5)	7(26.9)	6(18.8)
実務等の経験を有する者 (%)	21(32.8)	5(13.9)	11(40.7)	5(15.4)	12(37.5)

\*入学者に占める割合については、「法科大学院基礎データ」表 14 参照。

**入学試験における身体障がい者等への適正な配慮**について、入学試験要項に、特別な対応が必要な場合には事前に申し出るよう記載し、配慮している。障がい者等本人からの申し出を受け、障がいの状況に応じて、「試験時間の延長」「別室受験」「点訳」など、組織として障がい者対応を実施している。特別な配慮をした事例として、2004 年度入試において、試験時間を延長し、試験問題を点字化し点字で回答を書くことを認めた。また、受験場所についても配慮し、別室受験を行った。また、2008 年度入試においても、身体的な障がいを考慮して別室受験を行った。(根拠・参照資料：「2013 年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」p.8)

**入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理**および**学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応**について、2008 年度からの推移は次のとおりである。

年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
入学定員	50 名	50 名	50 名	40 名	40 名
合格者数	119 名	96 名	83 名	78 名	64 名
入学者数	64 名	36 名	27 名	26 名	32 名
定員充足率	128%	72%	54%	65%	80%
収容定員	150 名	150 名	150 名	140 名	130 名
在籍学生数	155 名	139 名	113 名	89 名	91 名
収容定員率	103%	93%	76%	64%	70%

競争倍率 2 倍を維持しようとしているために近年合格者数を減らしている。その結果、入学者数が減る傾向にある。入学試験成績に基づく奨学金を充実することによって歩留まり率を良くしようと努力している。

**休学者・退学者の状況把握および適切な指導等**について、休学および退学を申請する際には、事前に指導教員への相談が必要である。本法科大学院は小規模であるために、日頃から授業欠席の多い学生や学業成績が不振な学生については、科目担当者から指導教員に連絡をして、指導教員が面談することにより個別指導を行っている。また、研究科委員会においても、「気になる学生」について情報を交換して、適宜指導教授による指導を要請している。

**学生の受け入れを達成するための特色ある取組み**について、複数の日程の試験を用意することにより、受験生が適性試験の成績や能力に応じて、試験を選択できるように工夫している。また、A 日程試験と B 日程試験の出願について、ひとつの書類を提出することで、両方を受験することができることとし、さらに、受験生に過度な経済的負担を負わせないために、A 日程試験と B 日程試験の両方に出願した者が、A 日程試験に合格し B 日程試験を受験しない場合には、B 日程の検定料を返還している。(根拠・参照資料：「2013 年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」p.4、p.8)

### [点検・評価（長所と問題点）]

**学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表**について、多様なバックグラウンドを持ち本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」を基本とする倫理観を身に付けた法曹となりうる素養を備えた人材を受け入れるために、法務研究科入試管理委員会の委員は、志望理由書を含む自己評価書のすべてに目を通し、明文化した評価基準にしたがってこれを点数化している。また、面接試験についても、その評価を点数化している。受験生1名の面接に当たる教員数は、2008年度入学試験から3名にして、また平均20分の面接を行うことにより、客観的に判断できるように工夫をしている。なお、面接に当たる教員は必ず受験生に対して面接に先立って自己の氏名を明らかにしている。

**入学者選抜における競争性の確保**について、客観的に困難な状況にある。合格者の歩留まり率を上げるために、合格者対象の説明会や導入講習を実施していることは評価できる。

**入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施**について、法務研究科入試管理委員会が中心となって、大学院全体の入学試験の一環として、法科大学院の入学試験を適正に管理・運営している。また、法科大学院としては小規模で教員数が少ないため、専任教員全員が、入試業務に従事し、その運営に関与している。

**各々の選抜方法の適切な位置づけと関係**について、複数の試験を実施することにより、受験生にとっては適性試験の成績や自己の能力に応じて出願することができるという利便性があり、かつ、他校との併願を含めた受験の機会を与えている。

**法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表**について、法学既修者として入学した場合に免除される科目すべてにおいて認定試験を実施していること、および点数化して総合点でその資格があるか否かを判定している点において、厳格で公正な評価を実施しているといえる。

**学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立**について、法務研究科入試管理委員会が中心的な役割を果たし、全学的に統括する「大学院入学試験委員会」および「大学院入学試験運営委員会」さらには法科大学院内の他の委員会とも連携を図りながら適切に機能している。

**多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮**について、志願者による「自己評価書」によって多様な経験や資格を考慮しており、現在まで、現役の税理士、主婦、サラリーマンからの転身等、多様な人材を確保するように努めている。ただ、この点について近年全体として、法科大学院の受験生が学部を卒業して1年未満の者、または卒業見込の者となってきており、多様な人材を確保するのは困難であると認識せざるを得ない。

**入学試験における身体障がい者等への適正な配慮**について、大学として組織的に、かつ当該受験者の状況を確認した上で個別に対応するとともに、他の受験生との不平等が生じないよう配慮した対応をしている。

**入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理**について、2004 年度からの蓄積されたデータと各年度の受験者の動向を踏まえ、適切に対応しようと努力している。しかしながら、競争倍率 2 倍を維持しようとする、歩留まり率を考慮して定員確保を見込んだ合格者数を得ることができないために、その対応に苦慮している。

**休学者・退学者の状況把握および適切な指導等**について、指導教員により学生の把握を的確に行い、また問題があれば早めに対応する体制をとっている点は評価できる。

#### [将来への取組み・まとめ]

**学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表**について、今後も広く外部へ周知していくとともに、時代に即した公正な選抜方法等を、恒常的に検証していきたい。

**入学者選抜における競争性の確保**について、客観的に困難な状況にあることの認識のうえに、さらに検討を進めたい。

**各々の選抜方法の適切な位置づけと関係**について、4 回の入学試験の実施は、法科大学院入学希望者の受験の機会を増やし、競争倍率を上げるためであるが、どの入試日程を選ぶのかによって、合格基準にばらつきが発生したり不公平が発生したりしないように、どの日程の入学試験によって、どのような学生が入学し、入学後の成績がどうなのかについて検討が必要と考えている。

**学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立**について、法科大学院内の各委員会との連携のもとに、効率的な組織運営体制を維持することに努める。

**多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮**について、志願者に対し入学試験において、「自己評価書」を採用し、多様な経験や資格を考慮していることを、さらに詳しく法科大学院 Web ページや入学試験説明会等の機会を利用して周知広報することで、さらなる多様な人材確保に努めたい。

**入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理**について、今後もデータ蓄積による、より適正な合格者数の発表および入学者数の確保、そして在籍学生数の管理に尽力したい。なお、平成 26 年度入学定員を削減することとしている。

**休学者・退学者の状況把握および適切な指導等**について、現在のところ、休学者や退学者の存在と学生の受け入れに関する問題とが関連するものとは考えていない。指導教員と科目担当者との協力を、日頃の学生の状況について意見交換ができる体制を、さらに強固なものにしていきたい。

## 5 学生生活への支援

### [現状の説明]

**学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備**について、本法科大学院では指導教員制をとっており、専任教員 1 名につき各学年 5 名程度の割合で、全ての学生に指導教員がついている。また、法務研究科内の学務委員会の中に学生指導小委員会を置き、当委員会の主任である専任教員 1 名が、指導教員を経由して、または直接に、学生からのあらゆる相談を受け付けている。

このほか、学生指導担当の教員による対応が困難と判断される場合には、専門のカウンセラーおよび教職員を配置する大学全体の学生相談室を紹介し、または学生相談室に同行するなどして、相談内容に応じた対応をしている。また、法科大学院の学生は、1 日の大半を勉学に費やす生活を続けることにより運動不足や体力減退に陥りがちで、日常的な健康管理への支援も必要であるため、大学全体の保健室が、定期健康診断を実施し、日々の健康面での相談に応じるなど、専門機関としての役割を果たしている。

以上のような本法科大学院の学生が利用可能な相談・支援の体制については、入学時のガイダンスにおいて、その利用方法や窓口の所在地などの情報を説明している。(根拠・参照資料：「法務研究科学務委員会規程」、「南山大学学生生活案内 2012」 p.39)

**各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知**について、本法科大学院では、指導教員が、学生の在学期間中を通じて、その学業および学生生活の両面を見守り、あらゆる問題の相談に応じるとともに、学生指導担当の教員も、相談を受け付けている。また、学生からの教務事項に関する相談については、研究科長と教務担当教員が連携して対応するなど、相談内容に応じて臨機応変に体制を考え、対処することもある。学生が抱える問題のうち、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどの各種ハラスメントに関する事項については、大学全体として「規程」および「ガイドライン」を定め、対応している。この「規程」や「ガイドライン」は、従来はセクシュアル・ハラスメントのみを対象とする内容であったが、広くアカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントといった各種ハラスメントをも包括する制度へと改正され、2011 年度から新たな「規程」等へ移行した。その結果、現在では、様々なハラスメントによる問題解決のための学内組織として「助言相談員」、「ハラスメント問題対策委員会」が設置され、学生からの相談に対しては複数の助言相談員が対応し、これに始まる一連の問題解決のための手続が整備されている。

これらの全学的体制については、入学時のガイダンスにおいて、リーフレット「ハラスメント防止のために」を配布したうえで説明している。(根拠・参照資料：「南山大学ハラスメント問題対策委員会規程」、「南山大学ハラスメント問題対策委員会規程細則」、「南山大学ハラスメントに関するガイドライン」、「リーフレット (ハラスメント防止のために)」、「南山大学学生生活案内 2012」 p.41)

**奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備**について、本法科大学院では、2種類の給付奨学金制度を設けている。第1は、入学試験成績優秀者に対する奨学金であり、すべての日程の入学試験について、法学既修者については、成績が上位50%以内の者に入学後100万円、標準修業については、成績が上位50%以内の者に入学後50万円の奨学金を給付するものである。第2は、各学年の成績優秀者に対する奨学金であり、学年末成績の上位20%以内の者に50万円、同じく40%以内の者に30万円の奨学金を給付するものである。いずれも、奨学金給付に係る選考要領に基づき、研究科委員会の審議を経て、適正かつ公正に選考されている。また、本法科大学院独自に在学中はいつでも申請することができる無利子の貸与奨学金制度を設けている。これらの奨学金について周知を図るために、毎年新入生に対してガイダンスで説明するとともに配布する学生便覧のなかに規程を掲載している。(根拠・参照資料:「南山大学大学院法務研究科奨学金給付規程」、「南山大学大学院法務研究科奨学金貸与規程」、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.216～220)

**身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備**について、大学に全学的なサポート体制が整えられているので、法科大学院独自の支援体制は講じていない。2000年度から副学長(教学担当)のもとに「障がい者サポートプロジェクトチーム」を設置し、対応に当たっている。障がい者が入学した場合には、障がい者本人からの要望に基づいて、支援する内容を策定する職能を持つとともに、障がい者サポートに関する内容を構成員に周知している。また、学生が入学後、学生生活を営む上で新たに問題が発生した場合は、上述したチームに申し出るだけでなく、指導教員や大学の学生課、教務課など事務組織のどの課室の窓口で申し出ても「たらい回し」されることなく、同チームに情報が伝達され迅速な対応ができる体制となっている。

現在までに、特別な対応が必要な学生が入学し、修了したことがある。法科大学院が利用する建物は2003年に建設されたためにエレベーターや手洗いについては身体障がいに対応する設備となっていたが、この学生の勉学や生活の必要性に対応して、学生研究室の扉を取り替えたり机の配置を変更したり、教室の机を変更したりした。また、本人の希望に基づいて、研究科委員会の承認を経て、試験の実施においてPCの使用を認めた。さらに、研究室を同じくする法科大学院生を中心に、他の院生たちが勉学、生活の両面において十分にサポートした。

**学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備**について、指導教員が相談に当たるほか、キャリアや個性が異なる男女計8名の弁護士からなるアドバイザーが、将来についての相談に当たっている。アドバイザーは、予め期日を指定したうえで、法科大学院棟に設けたアドバイザー・ルームに待機して、学生からの相談に当たっている。アドバイザーとして担当する弁護士および相談内容などのスケジュールは、予めLearningSyllabus上に公表している。なお、法曹以外のキャリアに進路を変更しようとする学生のなかには、大学全体のキャリア支援室を利用している学生もいる。

**学生生活の支援に関する特色ある取組み**について、指導教員制とアドバイザー制を組み合わせて、きめ細かな個別指導に努力している。財政的な支援も、法務研究科独自の給付奨学金制度および貸与奨学金制度が充実しており、学生のニーズに対応できている。(根拠・参照資料：「南山大学大学院法務研究科奨学金給付規程」、「南山大学大学院法務研究科奨学金貸与規程」、「南山大学大学院入学者奨学金規程」、「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」 p.192～196)

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備**について、法科大学院の学生は、将来の司法試験受験を前提として勉学に励んでいること、および長時間にわたり同一空間内で同じメンバーで日常を過ごすことが多いという事情から、常に大きなストレスを受けやすい環境に置かれていると考えられる。本法科大学院では、指導教員および学生指導担当教員による相談・支援に加え、学生相談室という全学的なメンタルヘルス専門機関による相談・支援も利用可能であることから、学生の身上異動からメンタルヘルス関連事項に至るまでの種々の相談に応じる重層的な相談・支援体制が整備されている。また、保健室による学生への健康管理に関する相談・支援の体制も整っている。以上のことから、おおむね対応できていると評価できる。

**各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知**について、法科大学院の学生の中には、様々な社会経験を積み、また、比較的年齢の高い者もいるという事情から、従来の大学と比較して、学生からの相談内容は多様であるとみられる。このため、相談内容に適した対処法が直ちに見出し難く、または適切な対処法の見極めが難しいなど、対応困難な場合も生じうるが、これまでのところ、適切に対応できていると評価できる。また、2011年度の学内諸規程の改正を経て、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントへの対応をも射程に入れた規程の整備が完了し、これらの学生への周知も進めており、従前の体制と比較して、一層の改善が図られていると評価できる。

**奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備**について、学生は指導教員に財政的な相談もすることができ、財政的な相談、支援体制は整っており、その周知もなされていると考える。

**身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備**について、副学長（教学担当）のもとで学生部長と事務組織の学務部長が「障がい者サポートプロジェクトチーム」を運営し「研究科」と「事務部」を横断する連携が図られている。さらに必要に応じて法科大学院の専攻主任が同チームの構成員となることで、研究科内との連携もできる体制となっており、支援体制は十分に機能している。

**学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備**について、進路変更をしようとする学生に対しては、指導教授が個別に相談にあたっており、対応ができていると考える。また、学生のなかには、指導教授に相談できないまま悩んでいる者がいるかもしれない。アドバ

イザーによる一般相談を用意して、年齢の近い先輩による相談を準備して、相談・支援体制を十分に整備している。

**[将来への取組み・まとめ]**

**学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備**について、本法科大学院の学生が利用可能な相談・支援には複数の窓口があるため、相談・支援の全体像に関して、入学時に口頭で説明するだけでなく、文書を作成して配布するなど、有効な広報措置をとることについて検討したい。また、学生指導小委員会を中心として、教員のカウンセリング能力の向上や、問題の早期発見につなげる体制整備を目指し、学生のニーズに合わせた適切な対応ができるように努めたい。

**各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知**について、2011年度の学内諸規程の改正の結果として各種ハラスメントへの対応が可能となったことを踏まえ、多様なハラスメントへの理解を促すとともに、何らかのトラブルに直面した際には学生が適切に相談・支援の仕組みを利用できる環境を整えるため、本法科大学院における相談・支援体制について、学生へのさらなる周知を徹底したい。

**奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備**について、大学としての支援体制は整っており、将来にわたり、これらを学生に周知広報して、安心して勉学に励むことができるように努力する。

**身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備**について、現在まで十分な体制となっているが、障がいの態様は多様であるので、障がいと要請に応じて、適切に対応できるようにさらに努める。

**学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備**について、今後必要に応じてさらに整備したい。

## 6 施設・設備、図書館

### [現状の説明]

**講義室、演習室その他の施設・設備の整備**については、以下の施設・設備を備えている。80名教室4室、40名教室4室、模擬法廷教室1室、学生自習室（学生共同研究室）13室（最大180名収容。各学生に専用キャレルを備え、電源・ネットワークに接続できる情報コンセント。各室にロッカー、PC・プリンター2台設置）、法曹実務教育研究センター、法科大学院図書室（287.66㎡ 座席数20、コピー機4台、PC10台）、学生ラウンジ・カフェテリア（74.27㎡ 約50席、自動販売機設置）。（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表19）

**学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保**については、学生自習室および法科大学院図書室があり、平日、土・日曜日のいずれも8時から23時まで利用することができる。学生自習室として15名収容の研究室が13室あり、法科大学院の全学生が利用可能である。学生自習室の各室には、学生が勉学に専念できるように、学生1人1人に専用のキャレル（電源・ネットワークに接続できる情報コンセント）配置し、PC・プリンターを2台ずつ設置している。また、法科大学院図書室には、座席数20席、コピー機4台、PC10台が設置されている。（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.213～215）

**各専任教員に対する個別研究室の用意**については、大学の研究室委員会において、学部・研究科運営（教育・研究を含む）の利便を考慮して、授業が行われる法科大学院棟内に、専任教員全員に対し、十分なスペースを有する独立した研究室を配置している。また、これらの研究室は、教室・学生自習室・学生ラウンジ・カフェテリア等とは別階に設けられ、静謐な環境が確保されている。（根拠・参照資料：「南山大学研究室規程」）

**情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備**については、大学全体に学内 Local Area Network が整備されており、ネットワーク上で自学・自習するほか、教員・学生間、学生間のコミュニケーションができるシステムが構築され、活発に利用されている。また、ネットワークの維持・管理体制については、専門職員1名を法科大学院事務室に配置し、全学的にネットワークを維持・管理している情報システム課および事務システム課と連携することにより、これを実現している。新入生に対しては、利用の手引を配布し、利用環境・システムの利用方法のガイダンスを実施するとともに、利用者相談窓口を法科大学院事務室に設置し、利用者サポートおよび更なる利活用を支援している。（根拠・参照資料：「学内情報ネットワークシステム（AXIA）利用ガイドライン」）

**身体障がい者等のための施設・設備の整備**については、一般公道から法科大学院棟へのアクセス道がスロープ化されているほか、法科大学院棟入口は自動ドアであり、同棟内部には身体障がい者用エレベーターが1機、身体障がい者用トイレが1階と5階に設置されている。また、各教室には可動式の座席が設置されており、車椅子による聴講に備えてい

る。

**施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮**については、春学期および秋学期に行う「学生による授業評価」アンケート用紙の自由記述欄への記入や指導教員制・オフィスアワーの利用による教員と学生とのコミュニケーション等を通して、学生からの意見・要望等の把握に努め、研究科委員会において改善策を審議・決定している。

**図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備**については、法科大学院学生および教員は、本学名古屋図書館を利用できるほか、学部学生および他の研究科の学生の利用を禁止されている法科大学院図書室を利用できる（根拠・参照資料：「2012年度大学院学生便覧〔法務研究科〕」p.215）。座席数は20席、コピー機4台、PC10台が設置されている。

法科大学院図書室の蔵書数は、図書9558冊で（根拠・参照資料：「法務研究科基礎データ」表20）、蔵書は法科大学院での学習および研究のための書籍と雑誌のみである。法科大学院科目担当者が各分野の選書を行っている。

なお、学生および教員はIDとパスワードを配布され、学部学生が名古屋図書館の用意する電子媒体以外の電子媒体（TKCローライブラリ、LLI統合型法律情報システム、第一法規）を利用できる。

**図書館の開館時間の確保**については、名古屋図書館は、授業・試験期間中の平日は9時から22時15分まで、その他の期間の平日および土曜日は9時から20時まで開館している。法科大学院図書室は、平日、土曜、日曜、休日のいずれも、8時から23時まで開室し、年末年始（12月29日～1月3日）だけ閉室している。

**国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備**については、2004年、教員・学生間の相互交流を目的として米国・ウィスコンシン大学ロースクールとの間に学術交換協定を締結し、現在、『外国法実務』（先端展開科目群・選択科目）を同大学名誉教授が担当している。また、2009年に韓国・西江大学校法法学専門大学院との間に学術交流協定を締結し、現在、『国際取引法』（先端展開科目群・選択科目）を同大学教授が担当している。これらからの学術情報の相互利用が可能となっている。また、大学図書館のコンソーシアム相互利用制度及び外国法をカバーするデータベースを利用することができる。

**施設・設備の整備に関する特色ある取組み**については、NANZAN Self-Learning Systemを用意し、ITを利活用した学生の自学自習を支援している。NANZAN Self-Learning Systemは、Learning Syllabus、Self-Checking System および Self-Researching System から構成されている。これらにより、学生は、法科大学院 Web ページを通して、予習・復習、判例等の検索、教員学生間・学生相互間のコミュニケーションを行っているほか、択一システム「学ぶ君」により知識確認の自習を行うことができる。（根拠・参照資料：「Learning Syllabus（<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/LS/zaigaku/index.html>）」）学生・教員をサポートするため、IT

専門職員 1 名（業務委託職員）が常駐し、対応している。また、2007 年度から本法科大学院修了生を対象とした「施設利用生」制度が発足し、修了後も、学生自習室・法科大学院図書室等の施設並びに IT 環境の中の Learning Syllabus 及び「学ぶ君」を利用できるように制度化した。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**講義室、演習室その他の施設・設備の整備**については、1 学年定員 40 名の法科大学院としては質的・量的に整備されており、高く評価できる。施設・設備などの教育環境について、学生からの苦情はない。

**学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保**については、学生自習室および法科大学院図書室があり、その利用時間・勉強環境のいずれにおいても高く評価できる。

**各専任教員に対する個別研究室の用意**については、すべての専任教員に対し十分な配慮がなされている。日当たり、騒音等の外的環境や設備、照明、内装等の内的環境のいずれに関する苦情もなく、清潔な研究環境が維持されている。また、週 1 度、清掃員による室内清掃が行われ、清潔な環境維持が図られている。なお、「南山大学研究室規程」には、教授は 1 室 1 名、准教授以下は 1 室 2 名、余裕がある場合のみ 1 室 1 名とする旨、研究室割当原則が明示されているが、現実には、准教授以下も含めて、全専任教員について 1 室 1 名が実現している。

**情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備**については、情報源とその利用環境が整えられ、それを支援する専門職員が配置されており、良好な利用環境が整備されているといえることができる。

**身体障がい者等のための施設・設備の整備**については、法科大学院棟には一般的に要求される最低限の設備が整備されているといえることができ、これまで在籍した該当学生（1 名）に適切に対応することができた。

**施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮**については、「学生による授業評価」のアンケート用紙への記入、指導教員制およびオフィスアワー等の活用を通して、学生からの意見・要望の把握に努め、研究科委員会において問題点を共有し、必要な改善策を講じている。

**図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備**については、蔵書数が図書室の収容可能数に近づいたため、利用価値の低い本の廃棄を行いつつ、図書整備小委員会による図書購入手続きの管理のもと、法科大学院図書室の蔵書の充実に努めている。オンライン・データサービスについても、より利便性の高いものに切替え、学生および教員のニーズに応じている。

**図書館の開館時間の確保**については、法科大学院図書室および名古屋図書館のいずれも十分確保されていると評価できる。

**国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備**については、法科大学院間の交流協定によるものの他、大学図書館のコンソーシアム相互利用制度や外国法もカバーするデータベースが利用可能であり整備されている。

**施設・設備の整備に関する特色ある取組み**については、本法科大学院の開設以来、学生の効率的な自学自習を支援するため、IT環境を整備してきた。また、教員に対しては、ITを利活用するためのFD研修会を開催し、その積極的な利用を促してきた。その結果、現在では、ほとんどの教員が授業において LearningSyllabus を積極的に活用しており、ITは授業に不可欠な存在となっている。

#### [将来への取組み・まとめ]

**講義室、演習室その他の施設・設備の整備**については、指導教員制やオフィスアワー等、学生と直接対面する制度の活用によってコミュニケーションを深めることにより、今後も不断の改善を図っていききたい。

**学生が自主的に学習ができるスペースの整備とその利用時間の確保**については、指導教員制やオフィスアワー等、学生と直接対面する制度の活用によってコミュニケーションを深めることにより、今後も不断の改善を図っていききたい。

**各専任教員に対する個別研究室の用意**については、現状の良好な研究環境の維持・確保に努める。

**情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備**については、引き続き、良好な利用環境の構築と人的支援体制の整備に努めたい。

**身体障がい者等のための施設・設備の整備**については、該当学生と十分なコミュニケーションをとり、要望に適切に応え、新たな整備が必要な場合には迅速かつ適切に改善策を講じるように努めたい。

**施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮**については、今後も、学生からの意見・要望の把握に努めるほか、他の法科大学院の施設・設備についての情報を収集するなど、一層の充実に努める。

**図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備**については、常時、点検・改善していく方針である。

**施設・設備の整備に関する特色ある取組み**については、引き続き、学生および教員にITの利活用を促し、その整備に努める。

## 7 事務組織

### [現状の説明]

**事務組織の整備と適切な職員配置**については、法科大学院が専門職大学院であることに鑑み、学部・研究科事務を統括する学事課の下に法科大学院事務室を設置している。具体的には、1名の専任職員と1名の専任嘱託職員を配置して、法科大学院とそこに附置する法曹実務教育研究センターの事務を分担しているほか、図書室とシラバスシステム（自学自習用システム）の担当者には、それぞれの運用に必要な能力を持つ業務委託職員を配置している。また、法科大学院は法学部と緊密な連携のもとで運営されているが、事務組織においても事務室を共有しており、法学部事務室の専任嘱託職員を加えた3名の緊密な連携と情報共有、法科大学院・法学部共通の臨時職員3名を状況に応じて効果的に活用することで支援にあたっている。

**事務組織と教学組織との有機的な連携**については、主に法科大学院の管理運営を支援する法科大学院事務室の職員が、日常的に教員と連絡調整を行いながら業務を遂行することを基本に、教務、学生支援、研究支援など全学的に検討や調整が必要な教育研究活動については、全学部・大学院を担当する教務課、学生課、教育・研究支援事務室などの担当職員が、法科大学院に個別の事情と全学的な見地を踏まえて、担当教員と緊密に連絡調整を行うことで、これを実現している。

**事務組織の適切な企画・立案機能**については、法科大学院を含む様々な利害関係者が抱える要望、関連法令の制約や文部行政の方向性、本学の規程・手続きや組織文化など、職員が保持する情報を基にして、法科大学院の様々な活動の初期段階から教員が協働することで実現されている。また、学生委員会、大学院教務委員会など、全学的な委員会には事務職員も必ず委員として加わり、企画・立案（規程の改正案の策定等）に止まらず、各委員会の意思決定に広く参画している。

**職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み**については、新採用者に対して、本学園の基本的な心構えを身に付ける「ガイダンス研修」、情報倫理を含むメールの使い方や学内情報提供システムの利用方法などについての「コンピュータ研修」、新採用者の研修の総まとめである「フォローアップ研修」を実施している。これらの研修後は、それぞれの職員が日常業務を通じて必要な知識と望ましい行動を獲得すること（OJT）が職員の継続的な啓発の中心となる。OJTを補完するものとして、年に1回、事務職員等研修委員会が全職員を対象に企画するビジネススキルを中心とした研修への参加を義務つけている。職員は複数のメニュー、例えばコミュニケーション研修、カウンセリング研修、プレゼンテーション研修などの中からひとつを選択し参加している。また、文部科学省や日本私立大学連盟などが企画する各種の研修会に適切な職員を派遣している。職員個人の自発的な能力開発を支援する制度としては「南山学園事務職員等神言会特別研修奨励金」が準備されており、申請に基づき一定の経費の補助を受けることができる。これらの研修にあつ

ては報告書の提出が求められており、毎年度研修報告書として刊行され、全職員に配付されている。これは、他の職員の成果を共有するとともに、自らの意識改革を促す役割を担っている。(根拠・参照資料：「南山学園事務職員等神言会特別研修奨励金交付要項」)

**法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組み**については、特記すべき点はない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**事務組織の整備と適切な職員配置**については、必ずしも余裕のある人員配置ではないが、ほぼ適切と考えている。法曹実務教育研究センターに配置されている専任嘱託職員は専任職員の枠組みに含まれ、職務上専任職員と同様の役割を担っているが、週4日勤務であり、専任職員（週5日勤務）に比べて勤務時間面で制約があるものの、専任職員である法学部事務室担当者を含めた3名の緊密な連携により業務上の支障は起きていない。本学では教務、学生支援、研究支援などの業務は全学共通の事務課室が担当しているため、法科大学院支援の事務組織に専任職員および専任嘱託職員や派遣職員を適切に配置し、他の関連する事務課室と緊密に連携しつつ運営することは管理経費削減面への貢献からも、評価することができる。

**事務組織と教学組織との有機的な連携**および**事務組織の適切な企画・立案機能**については、本学の教職員間には旧態依然とした大学に存在するような主従関係は見られず、それぞれの役割を尊重した良好な双方向のコミュニケーションと信頼関係によって図られている。

**職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み**については、年に1回の研修制度が準備されているものの、内容の選択は職員個人の興味、関心に委ねられており、OJTは当該部署で直接必要とされる業務の継承が主な目的となっているので、その成果は時々の職場環境に大きく依存しているという特徴がある。このように、課題設定力、戦略的思考力、財務分析力など本学職員に共通して必要な体系的な能力の獲得は、個人の努力に委ねられている点で、職員間での職業能力向上についての意識の差が大きくなることが問題となる。2006年度から開始された、目標管理制度および人事考課制度を活用し、本学職員に求められる具体的な能力を明確に定義した上で、その獲得を組織的・継続的に目指す制度として整備していく必要がある。

#### [将来への取組み・まとめ]

**事務組織の整備と適切な職員配置**については、法科大学院事務運用において問題が生じた場合には、適宜、対応することとしている。

**事務組織と教学組織との有機的な連携**および**事務組織の適切な企画・立案機能**については、現状においても教職員相互の信頼関係を基に一定程度機能しているが、本法科大学院の教育目標を達成し、その教育理念に基づく人材を継続して輩出するために、全ての職員が本法科大学院の理念や教育課程を深く理解した上で、目標を達成するために企画・立案

時に教職員双方が安易な妥協に傾くことのない判断を恒常的に積み重ねていく必要がある。

**職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み**については、本学が持つ普遍的な価値観への理解を深めていくことに努めたい。

## 8 管理運営

### [現状の説明]

**管理運営に関する規程等の整備**については、本法科大学院は、南山大学大学院学則に基づき管理運営を行っている。また、研究科委員会の下に、法務研究科入試管理委員会、法務研究科学務委員会、法務研究科 FD 委員会および法務研究科自己点検・評価委員会を設置、運営しており、各委員会には、それぞれの委員会規程を整備している。(根拠・参照資料：「南山大学大学院学則」、「法務研究科委員会規程」、「法務研究科入試管理委員会規程」、「法務研究科学務委員会規程」、「法務研究科ファカルティ・デベロップメント (FD) 委員会規程」、「法務研究科自己点検・評価委員会規程」)

**教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重**については、教育課程の編成、教務、学生指導、教員人事、学術研究の支援など法務研究科に関する幅広い事項につき、研究科委員会規程に基づき、審議・決定する権限を有しており、十分な審議を通じて得られる研究科委員会の決定が、全学的に尊重される仕組みが確立されている。(根拠・参照資料：「法務研究科委員会規程」)

**法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性**については、本法科大学院の長は法務研究科長であるが、その選出は、「法務研究科長候補者選考規程」に基づき、公正・適切に選任手続きが行われている。研究科長候補者は、研究科委員会において、選挙により選出され、大学評議会の同意を得た上で理事会の承認を得て、理事長がこれを任命している。(根拠・参照資料：「法務研究科長候補者選考規程」)

**法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担**については、法学部とは、教学(カリキュラム編成、授業担当者配置等)および入試関係業務等において相互に密接に協力する関係にある。そのような協力関係を維持するため、研究科委員会には法学部専任教員が、また、法学部教授会には法科大学院専任教員がそれぞれオブザーバーとして出席し、相互に意思疎通を図るとともに情報の共有に努めている。

**教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保**については、本法科大学院の設置母体である南山学園は、本法科大学院が特色ある高度教育機関(専門職大学院)であることを重視して、財政基盤の確保について格別の配慮をしている。また、外部資金については、2004年度の文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム(実践的教育推進プログラム)に「IT利活用による教育学習機会の拡充(事業名称)」を申請し、採択されて、本法科大学院開設時から3年間にわたり助成金の交付を受けたことにより、本法科大学院の特色であるITを利活用した学習支援プログラムを継続的かつ安定的に実施することができた。

**管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取組み**については、特記すべき点はない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重**について、研究科委員会での決定事項が全学の会議体で審議に付されることは、本法科大学院の管理運営の独立性を損なうものではなく、本法科大学院の管理運営が大学全体の管理運営と一体性を保持するために有意味である。

**法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担**について、本法科大学院は小規模校であるため、専任教員数が限られており、教育組織としての管理運営だけでなく教学関係等においても、法学部専任教員の助力を必要とせざるをえない。現在、特に授業担当について、法学部専任教員の協力を得ており、また、本法科大学院専任教員も法学部開講の授業科目を担当する形で協力しており、密接な協力関係にある。また、全学の各種委員会の管理運営に係る事務作業について、本法科大学院専任教員と法学部専任教員とで、それぞれの組織運営上の事情に応じて、適正に役割分担を行っている。

**教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保**について、設置母体である南山学園による財政的配慮は、本法科大学院の教育研究活動の基盤となるものであり、文部科学省の形成支援助成金の交付を受けたことは、本法科大学院の教育研究活動の展開に大きな力を与えるものであった。

#### [将来への取組み・まとめ]

**教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重**について、本法科大学院が大学組織の構成体であると同時にその管理運営についての独立性を保持するために、必要な制度的整備等については、検討を進める必要がある。

**法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担**について、本法科大学院の管理運営の独立性、教育内容の独自性を損なわない範囲で、法学部との密接な連携、協力関係を保持するよう努めたい。

**教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保**について、今後、本法科大学院の教育研究活動のレベルを不断に向上させることが、学園の財政的配慮に応えることになる。また、学外からの競争的資金獲得のために、特色ある教育プログラムを申請し、選定されるように努める必要がある。

## 9 点検・評価等

### [現状の説明]

**自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施**については、研究科委員会のもとにある入学試験管理委員会、学務委員会、自己点検・評価委員会およびFD委員会が、それぞれの管掌する事項につき、具体的な事実とデータに基づいて恒常的に検証している。これらの検証結果は、毎年度末に、「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」として集約され、同報告書は、毎年度末、研究科委員会に提出されている。また、専任教員の研究・教育等の活動の自己点検・評価に関し、2009年度より、「法学部・法務研究科『教員評価』に関する内規」第5条および第8条に基づき、3年に一度、研究・教育・大学運営・社会貢献の各分野の活動についての教員評価を実施することになった。その実施結果は、『2009年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書』として公刊された。したがって、次回の評価報告は、2010年度から2012年度の活動について、2013年秋を目途に行うこととなっている。さらに、専任教員は、毎年度末、大学Webページ上の「南山大学研究業績閲覧システム」に1年間の研究等の活動について記入することが義務付けられている。

他方、授業方法・内容等に関する自己点検・評価に関し、自己点検・評価委員会が、各学期末に実施する「学生による授業評価」に係る業務を管掌し、学生に対する授業のアンケート結果の集計一覧表およびその集計結果に基づき各教員が作成した「自己点検・評価報告書」を研究科委員会に報告している。さらに毎年度末、1年間の授業評価の実施結果とその評価が、自己点検・評価委員会により「『大学院生による授業評価』実施結果報告書」として作成され、研究科委員会に提出されている。

（根拠・参照資料：「法務研究科入試管理委員会規程」、「法務研究科学務委員会規程」、「法務研究科ファカルティ・デベロップメント（FD）委員会規程」、「法務研究科自己点検・評価委員会規程」、「法学部・法務研究科『教員評価』に関する内規」、『2009年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書』、南山大学研究業績システム（<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>）、「2011年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」、「『大学院生による授業評価』実施結果報告書」）

**自己点検・評価の結果の公表**については、「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」および各専任教員の研究・教育等の活動記録は、それぞれ、大学Webページ上で公表されている。また、2009年度より3年に一度、専任教員の研究・教育等の活動についての教員評価を実施することになり、その結果を収録した『2009年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書』が2010年9月30日に発行された。このほか、「学生による授業評価」のアンケート集計結果の一覧表およびその集計結果に基づき各教員が作成した「自己点検・評価報告書」は、研究科委員会の席上において公表配布されるとともに、法科大学院図書室に備え置き、学生の閲覧に供している。

(根拠・参照資料：2011 年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書、南山大学研究業績システム (<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>))

**自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備**については、研究科委員会のもとにある上記の各委員会が、それぞれの管掌事項について恒常的に検証し、毎年度末にその検証結果を集約した「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」を作成し、同報告書が研究科委員会に提出され、その内容について研究科委員会において審議・決定されている。また、専任教員の研究・教育等の活動について定期的に行われている上記の自己点検・評価システムは、教員に緊張感と刺激を与えている。さらに、「学生による授業評価」に関するアンケート結果の集計一覧表およびその集計結果に基づき各教員が「自己点検・評価報告書」を作成することは、自己の授業を客観視し、改善する契機となっている。

**自己点検・評価結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応**については、前者の場合は、上記の各委員会が、それぞれの管掌事項についての自己点検・評価結果に基づいて改善案を立案し、研究科委員会に提案し、審議・決定し、その決定に基づいて、上記の各委員会が改善策を講じている。また、後者の認証評価機関等からの指摘事項への対応については、前回の認証評価（平成 21 年 3 月）結果の「勧告」として 2 項目、また、問題点として 14 項目の改善報告を求められたため、上記の各委員会が、それぞれの管掌事項に関係する項目について改善案を立案し研究科委員会に提案し、審議・決定し、その決定に基づいて、上記の各委員会が改善策を講じた。これらの成果を踏まえて作成した改善報告書に対し、認証評価機関からは、「指摘事項を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた」という評価を受けたが、更なる改善を指摘された項目もあるため、これを検討するため、研究科長、専攻主任、前専攻主任、自己点検・評価委員会幹事及び学務委員会幹事によって構成される「認証評価検討ワーキンググループ」を結成して、改善案を検討し履修規程の制定・学則改正をはじめとして、順次、対応策を採っているところである。また、文部科学省からの強い要請である入学試験倍率 2 倍以上の確保については、段階的に改善策を講じ、要請に応じる体制を整備した。なお、関係機関等で強く指摘されている入学定員の確保についても、これまでの実績の検証にもとづく見直し作業を行った結果、平成 26 年度入学者から、現在の入学定員の 40 名を 30 名に削減することになっている。

**自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組み**については、各学期末に学務委員会が主催する「成績意見交換会」が行われ、同意見交換会では、各教員から担当科目の成績データが公開され、適正な成績評価基準の確立に向けた議論がなされている。他方、2010 年度の司法試験合格者数急減に対処するため、「教育指導に係る検証チーム」が設けられ、同検証チーム（3 名で構成）は、法科大学院の入学試験から修了後までの全ステージ（①入学試験、②入学前教育、③入学後カリキュラム、履修指導、学習指導、④司法試験受験、⑤修了後）を対象として、各ステージの検討課題を整理し、新たな教育プログ

ラムの編成を研究科委員会に提案した。その結果、2010年度末以降、入学予定者に対する導入教育、履修指導の充実化やカリキュラムの一部改正が逐次実施されている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施**については、上記の各委員会が、2010年度までは、①入学試験関係、②学務関係、③FD関係、④自己点検・評価関係の各項目について自己点検・評価を行い、現状把握と今後の改善策について記述した「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」を作成し、同報告書が研究科委員会に提案されることにより、研究科委員会の全構成員に情報が共有されており、そのことは、種々の問題点の円滑な解決に寄与している。また、2011年度は、①理念・目的、②教員・教員組織、③教育内容・方法・成果、④学生の受け入れについて、研究科長および各委員会が自己点検・評価を行い、問題点の客観的な把握と将来に向けた発展方を述べている。これにより、翌年度以降に解決すべき課題が、研究科委員会の全構成員に共有されている。さらに、専任教員の研究等の活動については、大学 Web ページ上の「南山大学研究業績システム」に毎年度記入することや、3年に一度の教員評価システムの確立により、恒常的に教員に緊張感と刺激を与え、研究等の活動の活性化に寄与していると評価できる。

他方、「学生による授業評価」は、年2回、原則として全開講科目について実施され（受講登録者数4名以下の科目については、回答者の特定を回避し、集計および平均値算出の意味の希薄化を防ぐために除外）、アンケート回収率はいずれの科目もほぼ100%である。また、アンケート結果の集計結果に基づき、各教員が授業についての「自己点検・評価報告書」を作成することは、授業を客観視することになり、授業の改善につながっていると評価できる。実際、学生からの授業評価は、全般的に年々向上していることが、データとして裏付けられている。

（根拠・参照資料：2011年度法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書、南山大学研究業績システム（<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>）、『2009年度南山大学法学部・法務研究科教員評価報告書』、法務研究科「学生による授業評価」集計結果、2011年度「学生による授業評価」自己点検・評価報告書）

**自己点検・評価の結果の公表**については、「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」および専任教員の研究・教育等の記録が大学 Web ページ上において毎年度、更新公表されていること、ならびに専任教員の研究・教育等の活動についての教員評価の結果を3年に一度、冊子として公表されることになったことは、法科大学院および教員の諸活動の活性化に寄与している。

**自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備**については、「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」が定期的に作成され、同報告書が研究会委員会において審議・決定されることにより、問題点の把握とその改善策を講

じること繋がっている。また、専任教員の研究・教育等の記録が大学の Web 等において常時公表されていることが、教員の研究等の活動の活性化に繋がっている。他方、「学生による授業評価」が確実に実施され、その結果に基づき全教員が「自己点検・評価報告書」を作成し、同報告書が常時公表されていることが、各教員の授業改善に繋がっている。以上のように、自己点検・評価や認証結果を改善・向上に結び付けるためのシステムは整備されていると評価できる。

**自己点検・評価結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応**については、いずれの場合も、改善案は、最終的にすべて研究委員会において審議・決定されるシステムになっているので、研究科委員会の全構成員の意見が十分に反映されている。とりわけ、認証評価機関等からの指摘事項への対応については、研究科長、専攻主任（入試管理委員会幹事）、自己点検・評価委員会幹事及び学務委員会幹事によって構成される検討チームが結成され、機動的に対応できるシステムが構築されている。

**自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組み**については、各学期末に行われている「成績意見交換会」により、厳格かつ適正な成績評価の確立に向けた努力が不断に行われている。また、2010 年度に発足した「教育指導に係る検証チーム」の提案を受け、2010 年度末から入学前教育が実施されている。さらに、カリキュラムの一部改正がなされたほか、在学生に対する履修指導が充実化されることになった。これら措置は、法科大学院受験者数の急減に伴う学生の基礎学力低下の問題に対処するためのものであり、とりわけ入学予定者を対象とする導入教育は、学生のモチベーションを高め、入学後の授業に円滑に接続する役目を果たしていると思われる。

#### [将来への取組み・まとめ]

**自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施**については、各委員会からの提案を研究科委員会において審議・決定するという現行のシステムを維持・確保に努める。

**自己点検・評価の結果の公表**については、各委員会からの提案を研究科委員会において審議・決定するという現行のシステムを維持・確保に努める。

**自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備**については、法務研究科としての「法務研究科（法科大学院）自己点検・評価報告書」の定期的な検証・作成、各専任教員の研究・教育活動等の定期的な公表、「学生による授業評価」の定期的な実施とその結果の公表、「学生による授業評価」の結果に基づいて各教員が作成する「自己点検・評価報告書」の公表という現行のシステムを維持するとともに、それが形骸化しないように不断の検証に努める必要がある。

**自己点検・評価結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応**については、現行の意思決定システムを維持するとともに、その活性化を図る。とりわけ、認証評価機関等からの指摘事項への対応については、今後も、研究科長、専攻主任、関係

する委員会の幹事で構成される検討チームを結成し、迅速に対応できるようにする必要がある。

**自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組み**については、現行の「成績意見交換会」を引き続き行っていく必要がある。また、緊急に対処すべき問題が生じた場合には、適宜、委員会の枠を超えた検討チームを設けるなど、今後も柔軟かつ機動的に対処していく必要がある。

## 10 情報公開・説明責任

### [現状の説明]

**組織・運営と諸活動の状況に関する情報の公開**について、本学に関する情報については、南山学園職員憲章にも謳われているように、正確かつ公正に扱うとともに、適切に公開することに努めている。具体的には、大学 Web ページの充実に力を入れており、本点検・評価報告書で触れられている事柄の多くが公開されている。

「人間の尊厳のために」を教育モットーに掲げる本学は、特に個人情報を尊重し、厳格な管理を行っている。Web ページを活用した情報公開についても、適正な個人情報管理体制に配慮しつつ、情報公開に努力している。

本法科大学院の組織・運営と諸活動について、標準修了率も含めて、積極的に大学 Web ページおよび本法科大学院 Web ページにおいて情報公開し、さらに、南山大学法科大学院パンフレットでも情報提供をしている。

また、本人からの入学試験に対する結果の開示請求については、学内全体のルールに従って開示している。開示内容は、本人の入学試験結果について、総合点と合格最低点とともに開示して説明責任を果たしている。また、各学期末に実施する「学生による授業評価」の結果および担当教授のコメントを冊子の形で図書室において閲覧に供している。また、成績評価については、大学全体の成績疑問調査の制度に基づいて、疑問調査に答えている。また、その制度の枠外でも、学務委員会幹事、指導教員または授業担当者が、学生の求めに応じて具体的に説明をしている。(根拠・参照資料：「南山学園職員憲章」、「南山大学法科大学院パンフレット」、「2012年度南山大学大学院入学試験要項(法務研究科)」、「大学 Web ページ (<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/index.html>)」、「法科大学院 Web ページ (<http://www.nanzan-u.ac.jp/LS/index.html>)

**学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備**について、そのほとんどについて大学として「南山大学情報公開規程」を整備し体制を整えている。また、法務研究科 Web ページについては、法務研究科として「法務研究科情報公開内規」を整備している。また、個人情報の開示請求に対しては、「南山大学個人情報保護に関する規程」および「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に基づいて全学的に対応している。組織体制としては、情報公開に関しては学長室が責任を持ち、個人情報保護に関しては「南山大学個人情報保護委員会」を設置し、不服申立てや苦情申立て等の問題発生時には、法律の知識を有する学外委員 2 名を含む「南山大学個人情報苦情処理委員会」が、その対応について、協議することとしている。(根拠・参照資料：「南山大学情報公開規程」、「法務研究科情報公開内規」、「南山大学個人情報保護に関する規程」、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」、「南山大学個人情報保護委員会規程」、「南山大学個人情報苦情処理委員会規程」)

**情報公開の説明責任としての適切性**について、本法科大学院では、在学生から説明を求

められた場合には、研究科委員会で審議の上、学生に対して説明会を開催したことがある。また、学生からの自己の利害に関連して一般には公開していない特定の情報の公開を求められた場合には、説明責任の問題として研究科長の裁量により個別対応している。

**特色ある取組み**については、特になし。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**組織・運営と諸活動の状況に関する情報の公開**について、本法科大学院では、前記のように、個人情報に配慮しつつ適切に対応できていると考える。

**学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備**について、大学としても研究科としても、適切に対応できていると考える。

#### [将来への取組み・まとめ]

**組織・運営と諸活動の状況に関する情報の公開**について、今後とも、社会や学生のニーズに合わせて適切な対応ができるように努める。

## 終章

今回の点検・評価を通じて、各項目のうち、レベルⅠの法令遵守に関する事項については、本法科大学院が完全に基準を遵守していることを確認することができた。また、レベルⅠの財団法人大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項についても、基準に沿った体制を整備し、概ね、適切な運営を行っていることが明らかとなった。これは、本法科大学院の開学以来、小規模校であり、したがってスタッフが限られているにもかかわらず、高度専門職教育のあり方について不断に自己点検・評価作業を重ねてきた結果である。この結果は、法科大学院専任教員および法科大学院事務職員の努力だけでなく、法科大学院教育の質的充実に尽力してきた本学法学部教員および法学部事務職員の協力なしにはありえなかった。

しかし、各項目のうち、レベルⅡの法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項については、今後とも、改善の余地、努力の必要があるものが多いことも否定できない。

また、各章の点検・評価項目のなかでは、依然として、以下のような課題をかかえている。まず、「第1章 理念・目的ならびに教育目標」においては、項目「教育目標の検証」について、法曹養成という本法科大学院の果すべき社会的役割という観点のもとで、常に教育目標を確認したうえでの教育の方法論が問われねばならないということも考え併せながら、この教育目標の達成度をいかにして確認し、検証するのか、という重大な問題がある。高度の職業的専門的能力と人権感覚に富んだ法曹養成という観点からすれば、(新)司法試験の合格者数の確保、高い合格率は、本法科大学院の第一次的な教育目標ではありえない。しかし、これが教育目標を達成するために重要な過程的な目安としての意味を持ちうることは否定できない。本法科大学院が、単なる司法試験受験の予備校に墮することなく、21世紀の社会においてその社会的使命を十分に果すことができる質の高い法曹養成という社会的役割をどのように果していくのか。これは、われわれが常に自覚し、自問していかなければならない課題である。

次に、「第2章 教育の内容・方法等」においては、項目「法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫」について、教員の授業相互参観やFD活動を通して、より一層の様々な工夫、改善が必要であることを痛感している。また、項目「法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施」についても、これを個々の教員に委ねるだけでなく、組織的な対応を進める必要がある。この意味で、項目「FD体制の整備とその実施」については、現在の各種FD活動への教員多数の積極的な参加を踏まえて、各種活動を組織的かつ系統的に、そして何よりも実質的なものとして展開することが求められている。

さらに、「第3章 教員組織」においては、法科大学院の教育の質の維持・向上を図る観点から、項目「主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置」、「教員の男女構成比率の配慮」、「専任教員の後継者の要請または補充に対する適切な配慮」のそれぞれについて、困

難な課題であることは否定できないが、特に慎重な配慮を行いつつ、項目「教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程」については、法科大学院独自の基準の設定、規程の整備をさらに進めていきたい。

各章のなかで個別的に記述しているように、本法科大学院は、毎年、あるべき法科大学院教育という観点から、教育内容・方法等について、必要に応じた柔軟な対応のもとで改善を加え、制度の改正、新たな制度づくり、運用の見直し等を積極的に継続してきているが、今回の点検・評価は、本法科大学院の開学以来のこれまでの歩みを振り返るとともに、その試行錯誤の過程を検証し、新たなスタートを切る契機を与えるものとなった。法学部のスタッフの積極的な支援を受けながら、本法科大学院の教育目標の実現に向けて、今後も鋭意、努力を重ねていく決意を固めている。

以上

2013年3月

法務研究科長  
丸山 雅夫

法科大学院点検・評価報告書

南山大学大学院法務研究科

〒465-8673 名古屋市昭和区山里町 18

Phone 052-832-3686

Fax 052-831-2741

URL <http://www.nanzan-u.ac.jp>